

第3次周南市男女共同参画基本計画

すまいるプラン周南

(素案)

令和7（2025）年3月

周南市

第3次周南市男女共同参画基本計画

すまいるプラン周南

目 次

| | |
|--|----|
| 第1章 計画の策定にあたって | 1 |
| 第1節 計画策定の趣旨 | 2 |
| 第2節 計画の位置づけ | 3 |
| 第3節 計画の性格 | 3 |
| 第4節 計画の期間 | 3 |
| 第5節 男女共同参画に関わる動向 | 4 |
| 第2章 男女共同参画の現状と課題 | 7 |
| 第1節 男女共同参画にかかる現状 | 8 |
| 第2節 男女共同参画における主な課題 | 24 |
| 第3章 計画の基本的な考え方 | 26 |
| 第1節 基本理念 | 27 |
| 第2節 基本目標 | 28 |
| 第3節 施策の体系 ◆体系図 | 29 |
| 第4章 施策の方向と具体的事業 | 30 |
| 基本目標1 だれもがともに活躍できる地域社会づくり | 31 |
| 基本目標2 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり・人づくり | 44 |
| 基本目標3 だれもが健康で、安全・安心に暮らせる社会づくり | 53 |
| 第5章 計画の推進 | 66 |
| 第1節 計画の推進体制の整備 | 67 |
| 第2節 関係機関との連携 | 67 |
| 第3節 定期的な計画の評価 | 67 |
| ◆計画の推進体制 | 68 |
| ◆計画の目標指標及び目標指數一覧 | 69 |
| 資料編 | 70 |
| 《周南市男女共同参画推進条例》 | 71 |
| 《用語解説》 | 74 |

(注) 文中の※印を付した用語は、《用語解説》の対象としています。

第1章

計画の策定にあたって

- ・計画策定の趣旨
- ・計画の位置づけ
- ・計画の性格
- ・計画の期間
- ・男女共同参画に関わる動向

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨

本市では、平成16(2004)年4月に「周南市男女共同参画推進条例」を制定し、平成17(2005)年3月に「周南市男女共同参画基本計画 すまいるプラン周南」、平成27(2015)年3月に「第2次周南市男女共同参画基本計画 すまいるプラン周南」を策定し、男女共同参画社会の実現を目指してさまざまな施策を推進してきました。

国においては、令和2(2020)年に「第5次男女共同参画基本計画」が、県においては令和3(2021)年に「第5次山口県男女共同参画基本計画」が策定され、基盤の整備が進められています。

しかし、依然として残る固定的な性別役割分担意識※の解消や、ワーク・ライフ・バランス※の推進、あらゆる分野における女性の参画推進などに加え、近年はドメスティック・バイオレンス(DV)の根絶、困難な問題を抱える女性への支援、ジェンダー※平等など、男女共同参画を取り巻く課題が多様化しています。

こうした流れを踏まえ、男女共同参画を取り巻く社会情勢やさまざまな課題に対応とともに、本市がこれまで取り組んできた施策を引き継ぎ、さらに推進・発展させるための指針として、「第3次周南市男女共同参画基本計画(すまいるプラン周南)」(以下「本計画」という。)を策定しました。

男女共同参画社会とは

男女共同参画社会とは、「自分らしさ」が大切にされ、男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野に参画し、喜びや責任を分かちあうことができる社会です。

一人ひとりの人権が尊重され、性別にかかわりなく自らの個性と能力を發揮しながら、いきいきと充実した生活を送ることができる社会の実現には、いろいろな立場から、暮らしの中で男女共同参画がどのように関わってくるのかを考えていくことが必要です。

男女共同参画社会基本法

第2条 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会

第2節 計画の位置づけ

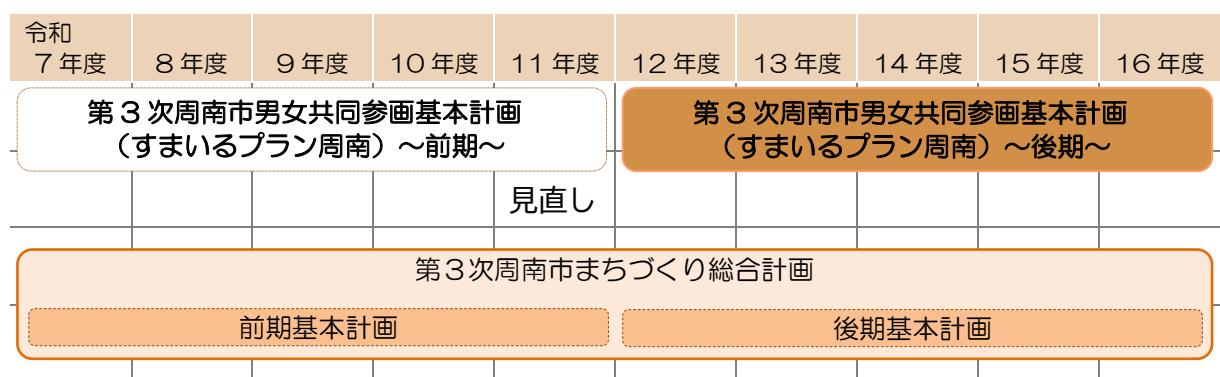
- ◆本計画は、「男女共同参画社会基本法」に基づく「市町村男女共同参画計画」及び「周南市男女共同参画推進条例」に定める「基本計画」であり、国や県の基本計画を踏まえ、「周南市まちづくり総合計画」その他の関連計画との整合性を図り、男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための行動計画です。
- ◆本計画の一部を「女性活躍推進法」に基づく「市町村推進計画」と位置づけます。(以下「周南市女性活躍推進計画」という。)
- ◆本計画の一部を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV※防止法)」に基づく「市町村基本計画」と位置づけます。(以下「周南市DV防止基本計画」という。)
- ◆本計画の一部を「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(困難女性※支援法)」に基づく「市町村基本計画」と位置づけます。(以下「周南市困難女性支援基本計画」という。)

第3節 計画の性格

- ◆本計画は、本市におけるこれまでの取組を引き継ぎ、発展させ、あらゆる分野で男女共同参画を推進していくための計画として、本市が行う施策の基本的な方向や具体的な内容を体系化し明らかにしたものです。
- ◆本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に規定する「市町村男女共同参画基本計画」とします。

第4節 計画の期間

本計画の期間は、令和7(2025)年度から令和16(2034)年度までの10年間とします。なお、令和7年度から令和11年度までを前期計画とし、その中で具体的に取り組む施策を重点項目として掲げます。国内外の社会情勢の変化や法制度の改正などにより、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。



第5節 男女共同参画に関する動向

令和2（2020）年3月の第2次周南市男女共同参画基本計画（すまいるプラン周南）～後期～策定後の国・県・市における男女共同参画に関する取組は、次のとおり推進されてきました。

（1）国の動き

◆ 国の「第5次男女共同参画基本計画」の策定

令和5（2020）年12月に男女共同参画社会基本法に基づく、国の「第4次男女共同参画基本計画」を改定した「第5次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会へ～」が閣議決定されました。

目指すべき社会として、「①男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に發揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会」、「②男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会」、「③仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会」、「④あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGs^{*}で掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取組を行い、国際社会と協調する社会」の4つが示されています。

◆ 「育児・介護休業法」の改正

令和3（2021）年6月に働き方改革関連法や「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（以下「育児・介護休業法」という。）が改正され、育児休業を取得しやすい雇用環境整備、妊娠・出産の申出をした労働者に対する個別の周知・意向確認の措置の義務付け、男性の育児休業取得促進のための子の出生直後の時期における柔軟な育児休業の枠組みの創設などが段階的に施行されています。

◆ 「困難女性支援法」の制定

令和4（2022）年5月に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（以下「困難女性支援法」という。）が成立しました（施行は令和6（2024）年4月）。

この法律は、日常生活又は社会生活を営む中で、女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多い現状を改善し、女性の福祉の増進を図るために制定されました。困難な問題を抱える女性が、意思を尊重され、最適な支援を受けられるようにするために、多様な支援を包括的に提供する体制を整備することなどが定められています。

◆ 「DV防止法」の改正

令和5（2023）年5月に、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下「DV防止法」という。）が改正され、令和6（2024）年4月から施行され、これにより身体的な暴力だけでなく、言葉や態度による精神的な暴力でも、裁判所が被

害者に近づくことなどを禁止する「保護命令」を出すことができるようになりました。

◆ 「LGBT 理解増進法」の制定

令和5（2023）年6月に「性的指向及びジェンダーアイデンティティ※の多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」（以下「LGBT 理解増進法」という。）が成立・公布されました。

この法律は、性的指向※及びジェンダーアイデンティティを理由とする差別はあってはならないという基本理念のもと、国や自治体、企業、学校に対して、多様性の理解の増進を求めるものです。

（2）県の動き

◆ 「第5次山口県配偶者暴力等対策基本計画」の策定

令和3（2021）年3月に、配偶者暴力等対策に関する取組の一層の推進を図るため、「第5次山口県配偶者暴力等対策基本計画」が策定されました。

◆ 「第5次山口県男女共同参画基本計画」の策定

令和3（2021）年3月に、社会の幅広い分野において男女共同参画の取組を総合的・計画的に推進するため、「第5次山口県男女共同参画基本計画」が策定されました。

◆ 「やまぐち維新プラン」の策定

令和4（2022）年12月に、山口県の総合計画「やまぐち未来維新プラン」が策定されました。

その重点施策の中に、「女性の『働きたい』を応援する取組の強化」「女性が輝く地域社会の実現」が掲げられ、女性活躍推進等に取り組むこととされています。

◆ 第3期「山口県まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定

令和6（2024）年3月に、地方創生の取組の方向を示す第3期「山口県まち・ひと・しごと創生総合戦略」が策定されました。

その中で、「女性のやまぐちへの定着、活躍の促進」が掲げられ、地域や職場における女性の活躍を促進することとされています。

◆ 第3期「山口県まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定

令和6（2024）年3月に、地方創生の取組の方向を示す第3期「山口県まち・ひと・しごと創生総合戦略」が策定されました。

◆ 「山口県パートナーシップ宣誓制度実施要綱」の制定

令和6（2024）年3月に、性の多様性を認め合い、だれもが安心して暮らせる地域社

会の実現を目指すため、LGBT理解増進法に基づく、性の多様性に関する理解増進施策として「山口県パートナーシップ宣誓制度実施要綱」が制定されました。（施行は令和6（2024）年9月）

（3）市の動き

◆ 「第2次周南市まちづくり総合計画 後期基本計画」の策定

令和2（2020）年3月に、第2次周南市まちづくり総合計画「しゅうなん共創共生プラン」の基本構想に掲げた将来の都市像の実現に向けて、総合的かつ計画的な市政の運営を図り、本市のまちづくりのための基本的な施策を着実に推進するため、「第2次周南市まちづくり総合計画 後期基本計画」を策定しました。

推進施策に「男女共同参画の推進」を掲げ、男女が対等な立場で社会のあらゆる分野に参画し、個性と能力を発揮できるように男女共同参画を推進しています。

◆ 「第2期周南市子ども・子育て支援事業計画」の策定

令和2（2020）年3月に、子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援する環境整備を目的とした「第2期周南市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

基本目標に「子育てと仕事の両立支援の推進」を掲げ、性別に関係なく、仕事と家庭の両立が図られるよう、企業や事業主への意識情勢等に取組むこととしています。

◆ 「第2期周南市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定

令和2（2020）年9月に、本市における「まち」「ひと」「しごと」の好循環を確立するため、今後目指すべき将来の方向と人口の将来展望及び今後5か年の目標や具体的な施策をまとめた「第2期周南市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しました。

基本目標に「若者・女性が魅力を感じ、つながりが生まれるまちづくり」を掲げ、創業しやすい環境づくりや支援を積極的に行い、若者や女性の創業を促進します。

◆ 「周南市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」の策定

令和3（2021）年4月に、女性活躍推進法に基づき、全ての職員が、職業生活と家庭生活を充実させるとともに、組織全体では、個性と能力を最大限に発揮できる職場づくりを推進するため、前計画に引き続き「周南市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」を5年間の計画期間として策定しました。

第2章

男女共同参画の現状と課題

- ・男女共同参画にかかる現状
- ・男女共同参画における主要な課題

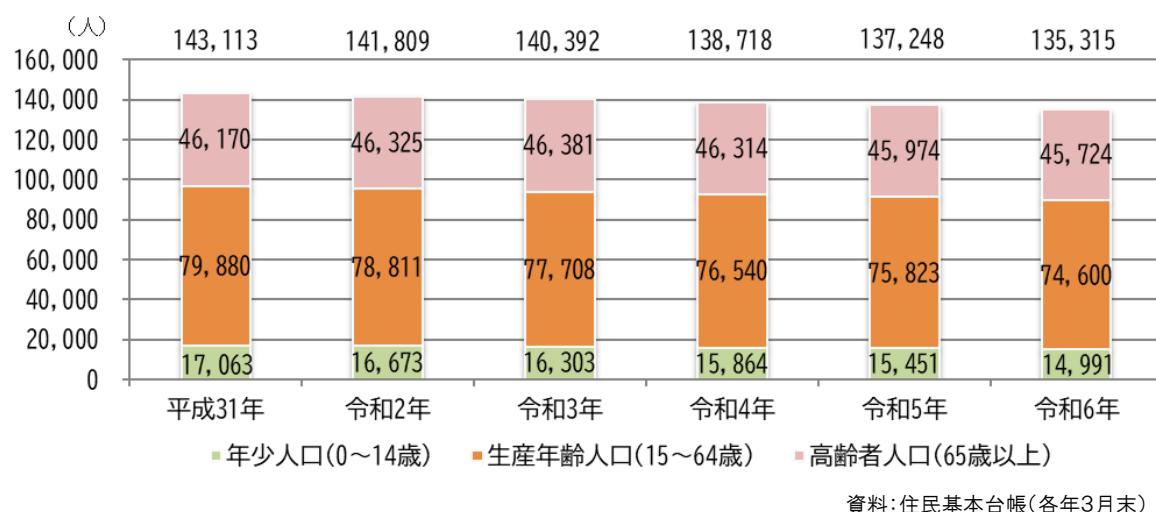
第2章 男女共同参画の現状と課題

第1節 男女共同参画にかかる現状

(1) 人口の状況

住民基本台帳によると、総人口は減少傾向で推移しており、令和6（2024）年3月末時点では135,315人となっています。また、年齢3区分別人口の推移をみると、年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）は減少傾向が続いており、高齢者人口（65歳以上）は令和4（2022）年から増加から減少に転じていますが、高齢化率は年々上昇しており、少子高齢化が進行していることがうかがえます。

■総人口及び年齢3区分別人口の推移

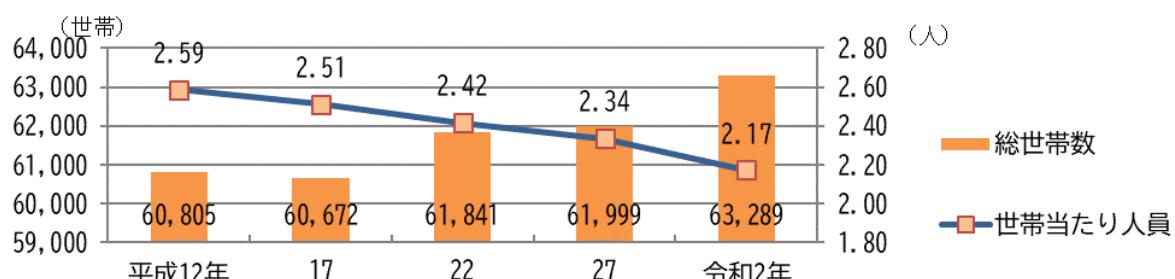


資料：住民基本台帳（各年3月末）

(2) 世帯の状況

国勢調査によると、総世帯数は増加しており、令和2（2020）年では63,289世帯となっていますが、世帯あたり人員は減少しています。

■総世帯数及び世帯あたり人員の推移

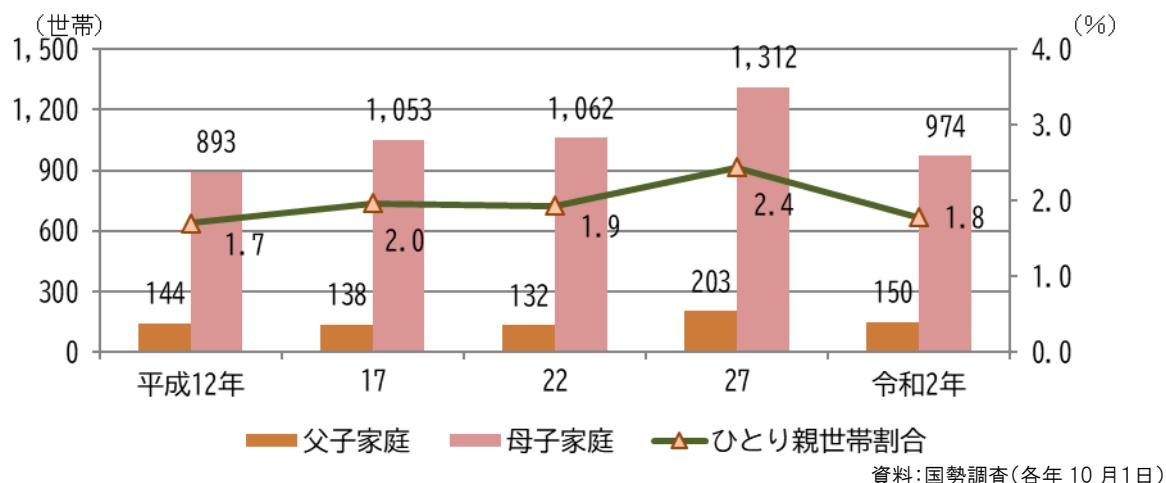


資料：国勢調査（各年10月1日）

(3) ひとり親世帯の状況

令和2(2020)年の国勢調査によると、ひとり親世帯については、母子家庭、父子家庭ともに減少に転じています。総世帯数に占める割合も1.8%となっています。

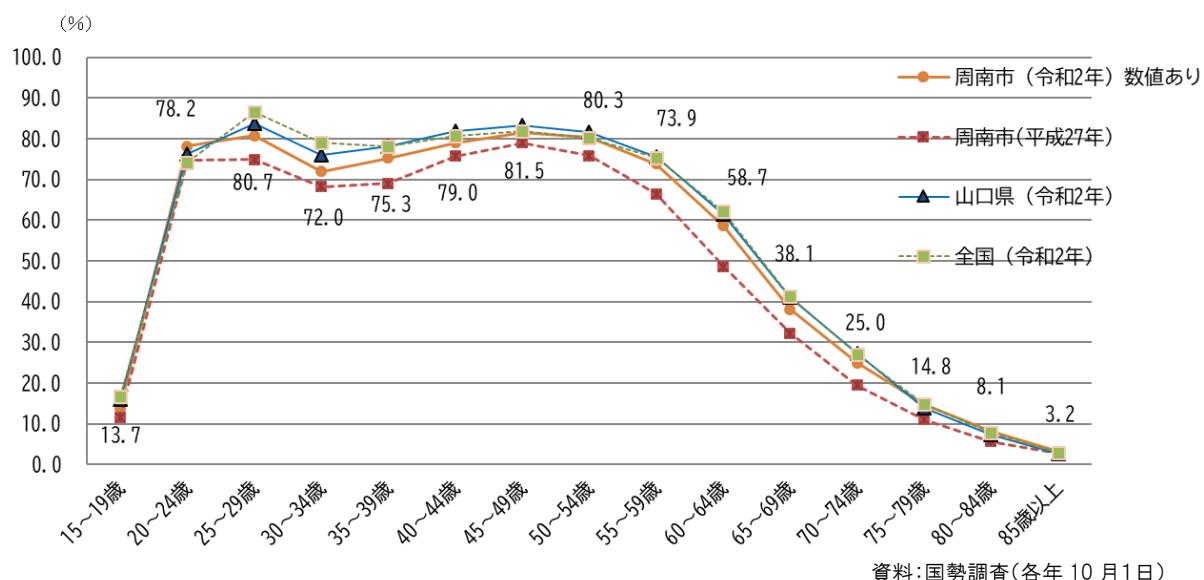
■ひとり親世帯の推移



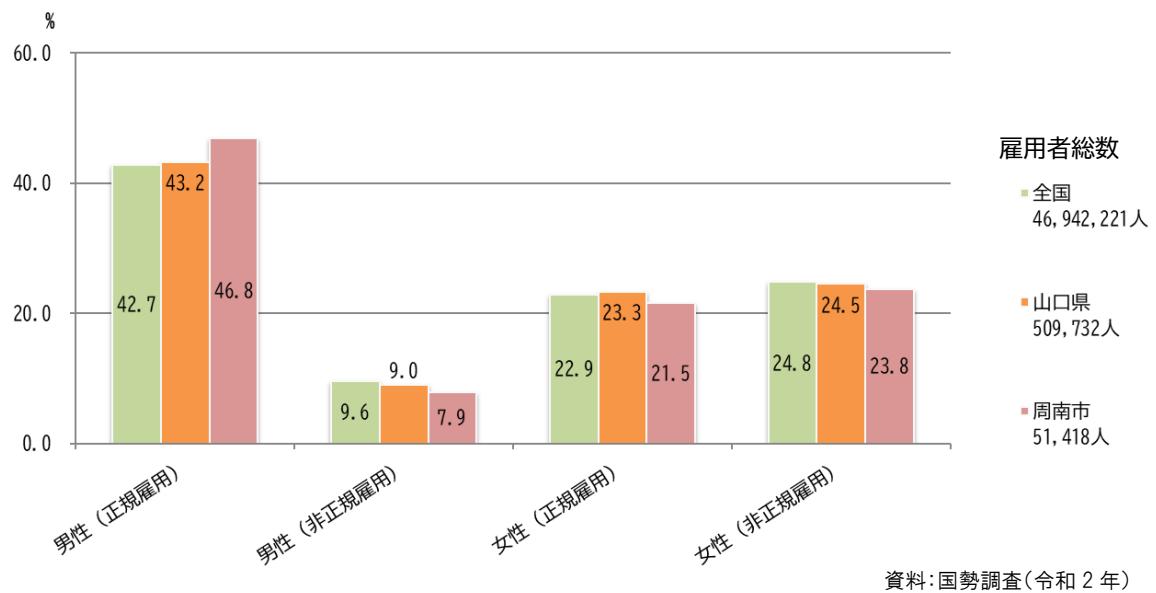
(4) 女性の就業の状況

国勢調査によると、女性の労働力率^{*}は平成27(2015)年よりは増加していますが、山口県及び全国よりも低い傾向にあり、特に25歳から39歳にかけて差が大きくなっています。また、30歳代前半で割合が減少し、再び増加するM字カーブ^{**}を描いており、結婚や出産、子育てを機に多くの女性が就業の場から離れ、子育て等が一段落した段階で再び就業している状況がうかがえます。雇用形態では、女性は非正規雇用が過半数を超える状況となっています。

■5歳階級別の女性の労働力率(周南市・山口県・全国)



■男女別・雇用形態別(正規・非正規)雇用者数の割合



(5) 市民の男女共同参画における意識

【男女共同参画に関する市民アンケート調査】

調査対象者：市内在住の18歳以上の男女1,500人

調査方法：郵送調査・無記名方式

調査期間 令和5（2023）年9月1日（金）から9月22日（金）まで

有効回収数：637件

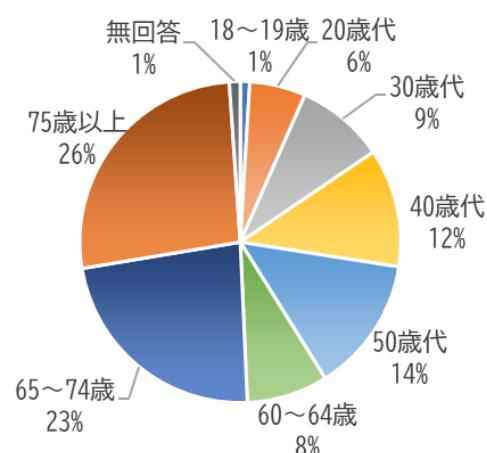
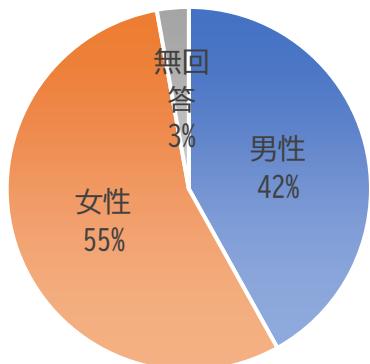
回収率：42.5%

回答者の性別：男性 267人（41.9%）

回答者の年齢

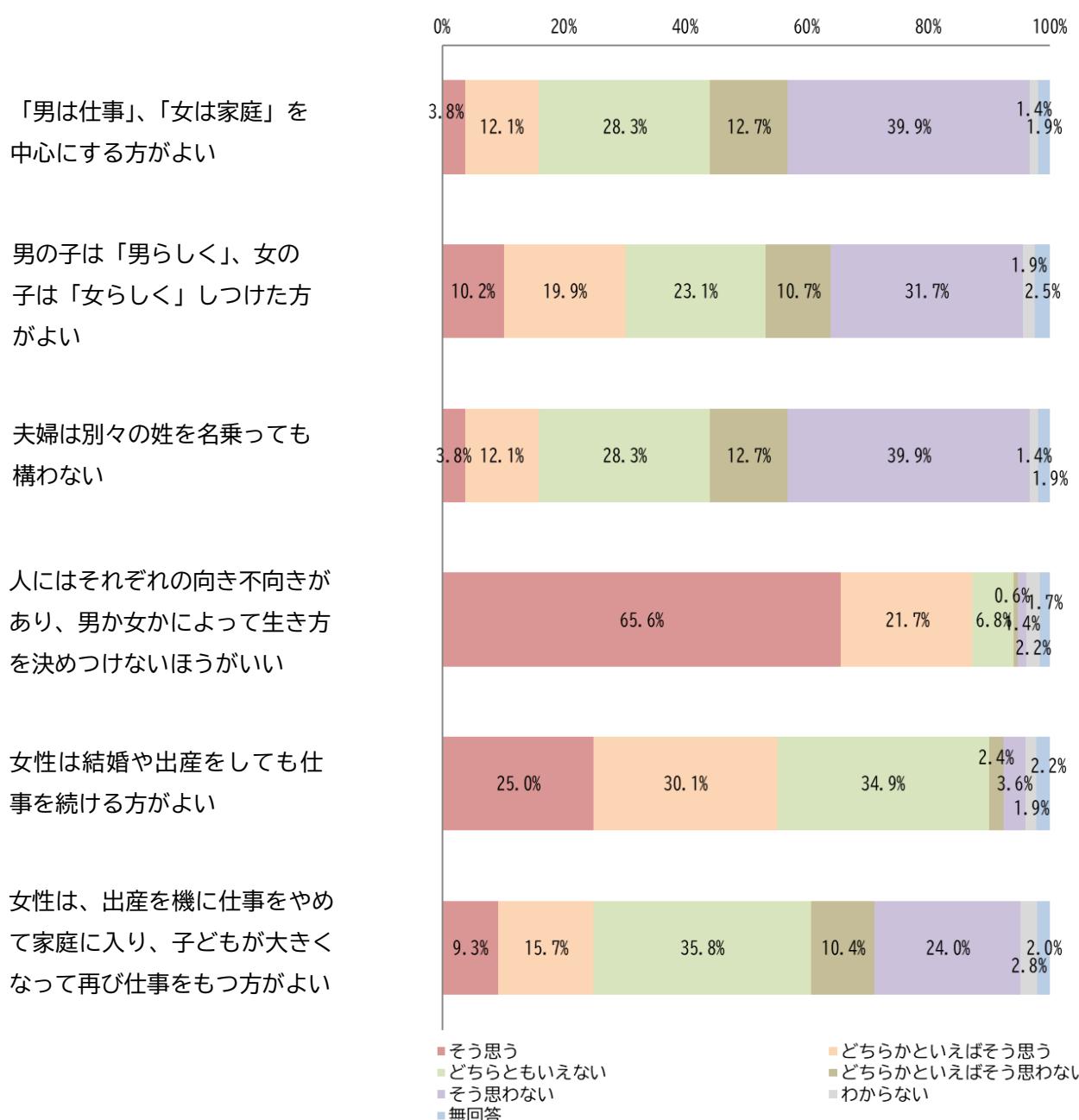
女性 352人（55.3%）

無回答 18人（2.8%）



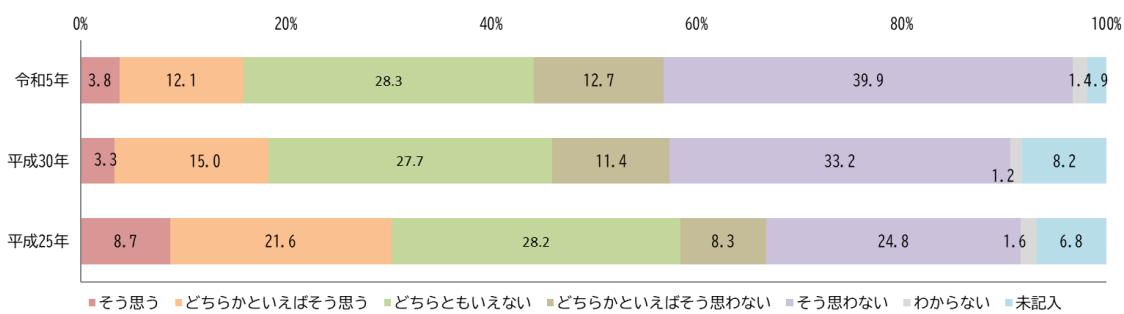
■男女の生き方や家庭生活などについての意識

男女の生き方や家庭生活などについて、『「男は仕事」「女は家庭」を中心にする方がよい』に「そう思わない」「どちらかといえばそう思わない」が52.6%で、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」の15.9%を大きく上回り、「女性は結婚や出産をしても仕事を続ける方がよい」に「そう思う」「どちらかといえばそう思う」が55.1%で、「女性は、出産を機に仕事をやめて家庭に入り、子どもが大きくなって再び仕事をもつ方がよい」に「そう思う」「どちらかといえばそう思う」の25.0%を上回っています。また、「人にはそれぞれの向き不向きがあり、男か女かによって生き方を決めつけないほうがいい」に「そう思う」「どちらかといえばそう思う」が87.3%ですが、男の子は「男の子らしく」、女の子は「女の子らしく」しつけた方がよいに「そう思う」「どちらかといえばそう思う」が30.1%となっています。



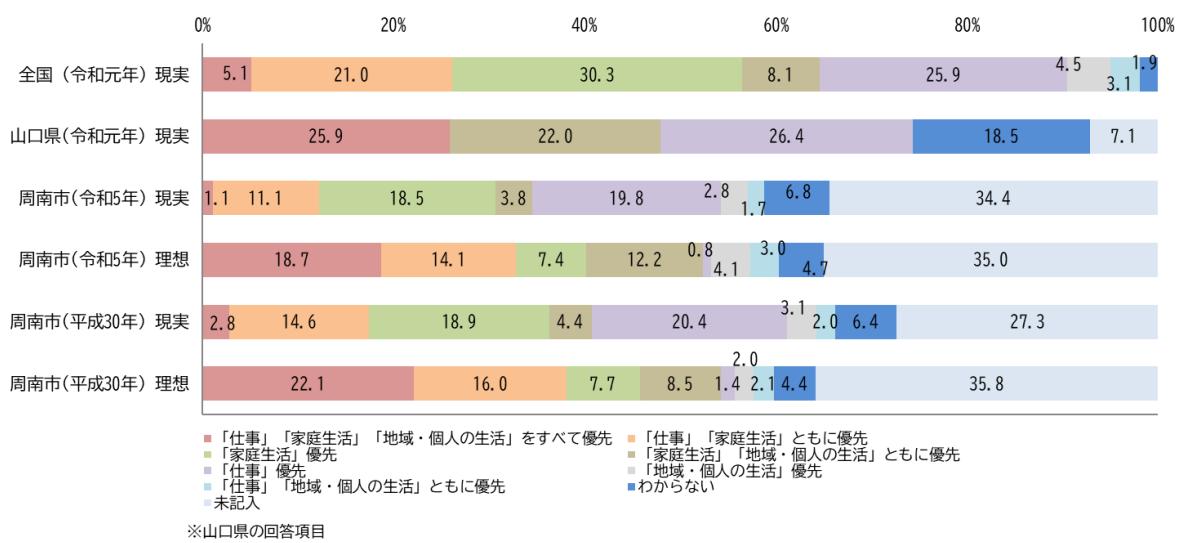
■「男は仕事」「女は家庭」という考え方について

男女の生き方や家庭生活などについて、『「男は仕事」「女は家庭」を中心にする方がよい』に「そう思わない」「どちらかといえばそう思わない」が 52.6%で、前回の調査(平成30(2018)年)の44.6%を上回っています。



■生活の中での「仕事」、「家庭生活」、「地域・個人の生活」(地域活動・学習・趣味・付き合い等)の優先度について(理想と現実)

生活の中での優先度は、理想では「仕事」、「家庭生活」、「地域・個人の生活」をすべて優先、「仕事」「家庭生活」ともに優先が32.8%で、現実の12.2%をはるかに上回っています。また、現実では、「仕事」優先が19.8%で、「家庭生活」優先の18.5%をわずかに上回っており、理想での「仕事」優先の0.8%を大きく上回っています。

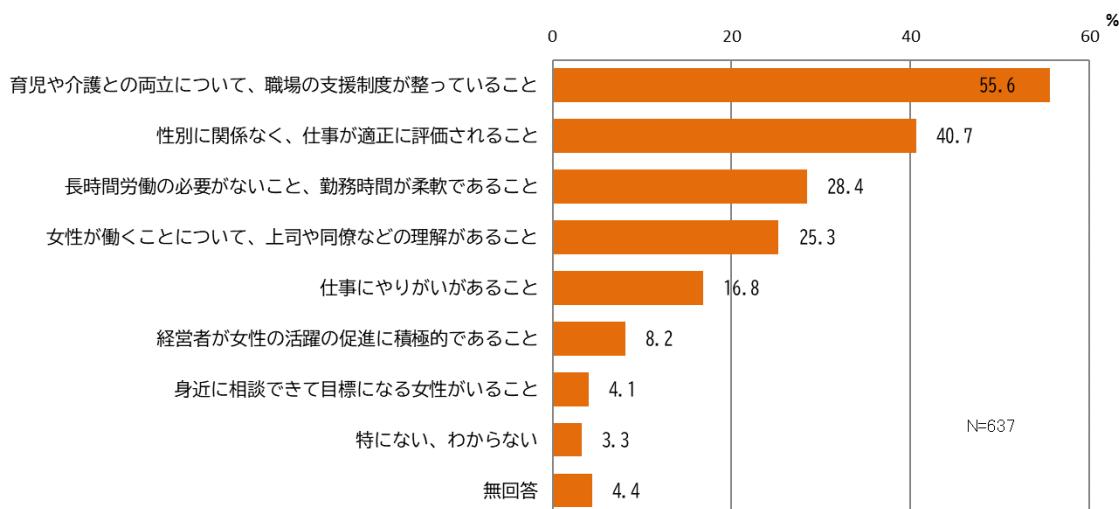


■女性が社会の中で活躍するために必要なこと

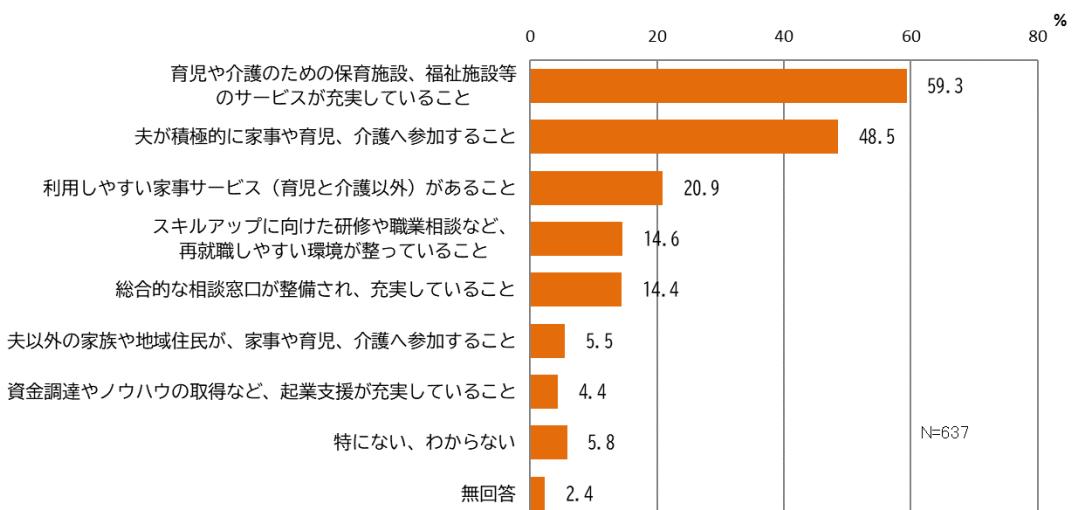
女性が社会の中で活躍するために必要なことは、仕事や職場では、「育児や介護との両立について、職場の支援制度が整っていること」が55.6%と最も高く、次いで「性別に関係なく、仕事が適正に評価されること」が40.7%となっています。

家庭や地域社会では、「育児や介護のための保育施設、福祉施設等のサービスが充実していること」が59.3%と最も多く、次いで「夫が積極的に家事や育児、介護へ参加すること」が48.5%となっています。

(1) 仕事や職場において



(2) 家庭や地域社会において



■男女の地位の平等の実現

社会のあらゆる分野での男女の地位の平等の実現について、家庭の中では、「男性が優遇」「どちらかといえば男性が優遇」を合わせて46.6%となっており、家庭の中で男性が優遇されている人が多いことがうかがえます。

「平等だと思う」割合は、教育の場では57.9%と過半数を超えており、次いで家庭の中で38.3%となっております。

職場では、「男性が優遇」「どちらかといえば男性が優遇」を合わせて52.8%となっており、「女性が優遇」「どちらかといえば女性が優遇」と感じている人よりはるかに高く、不平等感を感じている人が多いことがうかがえます。

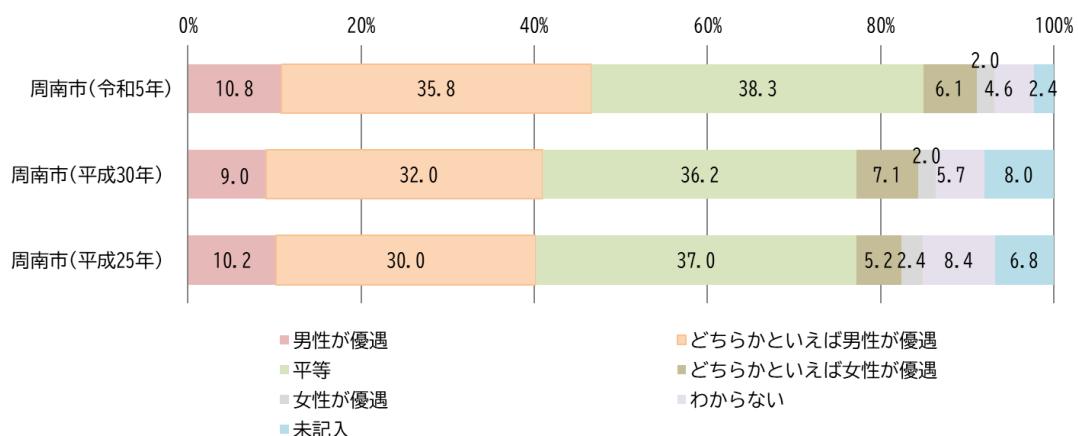
また、社会全体でも「男性が優遇」「どちらかといえば男性が優遇」を合わせて68.7%と約7割の人が男性が優遇されていると感じています。



《家庭の中では》

「男性が優遇」(10.8%)「どちらかといえば男性が優遇」(35.8%)を合わせた割合が46.6%で、「どちらかといえば女性が優遇」(6.1%)「女性が優遇」(2.0%)を合わせた割合の8.1%を38.5ポイント上回っています。

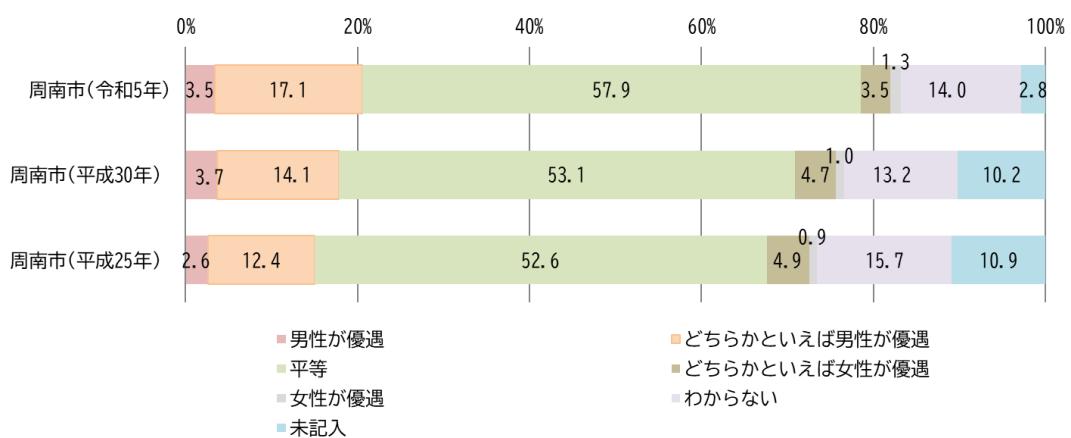
前回との比較では、「男性が優遇」「どちらかといえば男性が優遇」を合わせた割合の41.0%から5.6ポイント上回っています。



《教育の場では》

「男性が優遇」(3.5%)「どちらかといえば男性が優遇」(17.1%)を合わせた割合が20.6%で、「どちらかといえば女性が優遇」(3.5%)「女性が優遇」(1.3%)を合わせた割合の4.8%を15.8ポイント上回っています。

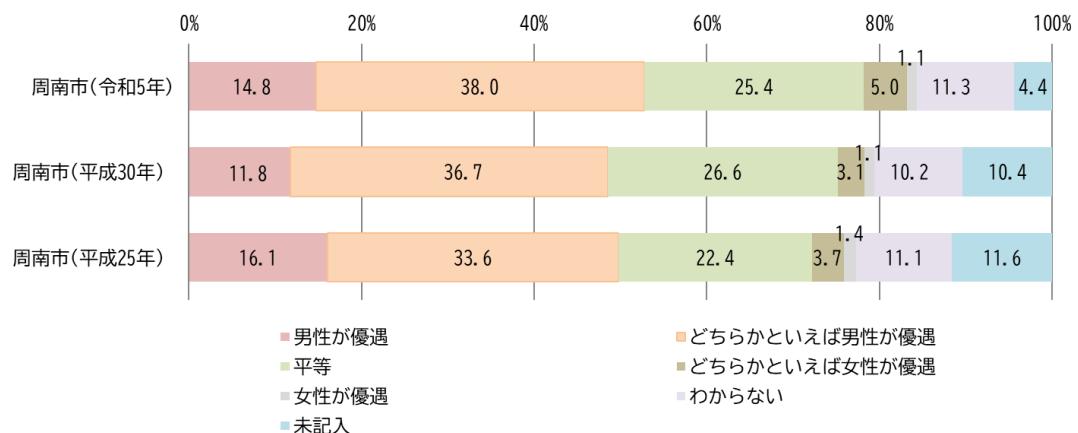
前回との比較では、「平等」の割合が53.1%から4.8ポイント上回っており、増加傾向にあります。また、前回「男性が優遇」「どちらかといえば男性が優遇」を合わせた割合の17.8%から2.8ポイント上回っています。



《職場では》

「男性が優遇」(14.8%)「どちらかといえば男性が優遇」(38.0%)を合わせた割合が52.8%で、「どちらかといえば女性が優遇」(5.0%)「女性が優遇」(1.1%)を合わせた割合の6.1%を46.7ポイント上回っています。

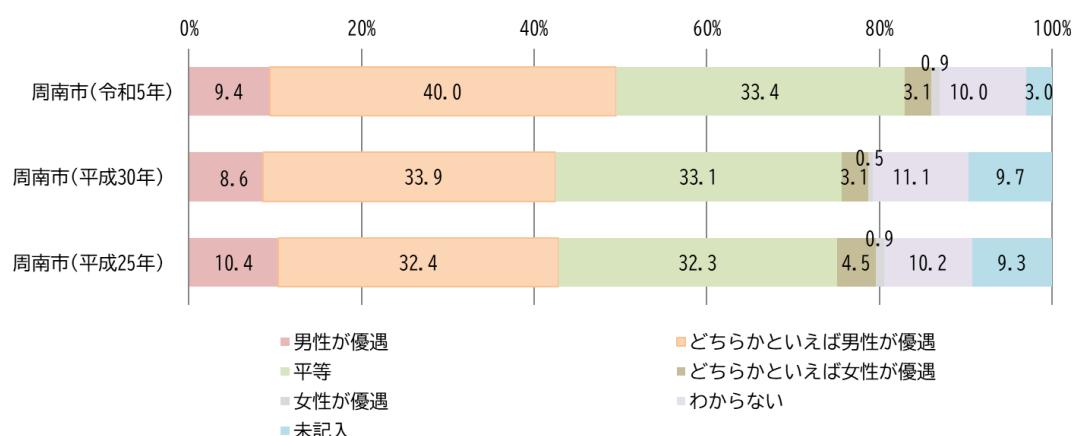
前回との比較では、「男性が優遇」「どちらかといえば男性が優遇」を合わせた割合の48.5%から4.3ポイント上回っています。



《地域社会では》

「男性が優遇」(9.4%)「どちらかといえば男性が優遇」(40.0%)を合わせた割合が49.4%で、「どちらかといえば女性が優遇」(3.1%)「女性が優遇」(0.9%)を合わせた割合の4.0%を45.4ポイント上回っています。

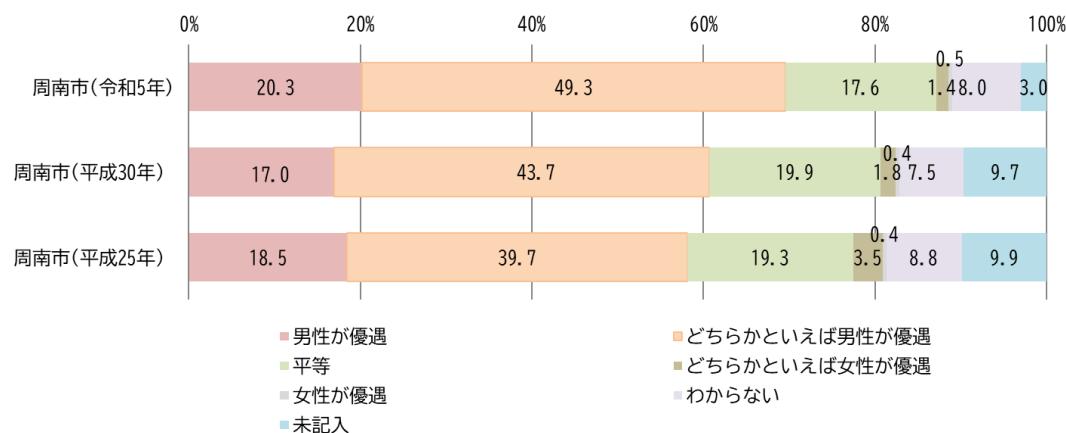
前回との比較では、「男性が優遇」「どちらかといえば男性が優遇」を合わせた割合の42.5%から6.9ポイント上回っています。



《社会通念やしきたりでは》

「男性が優遇」(20.3%)「どちらかといえば男性が優遇」(49.3%)を合わせた割合が69.6%で、「どちらかといえば女性が優遇」(1.4%)「女性が優遇」(0.5%)を合わせた割合の1.9%を67.7ポイント上回っています。

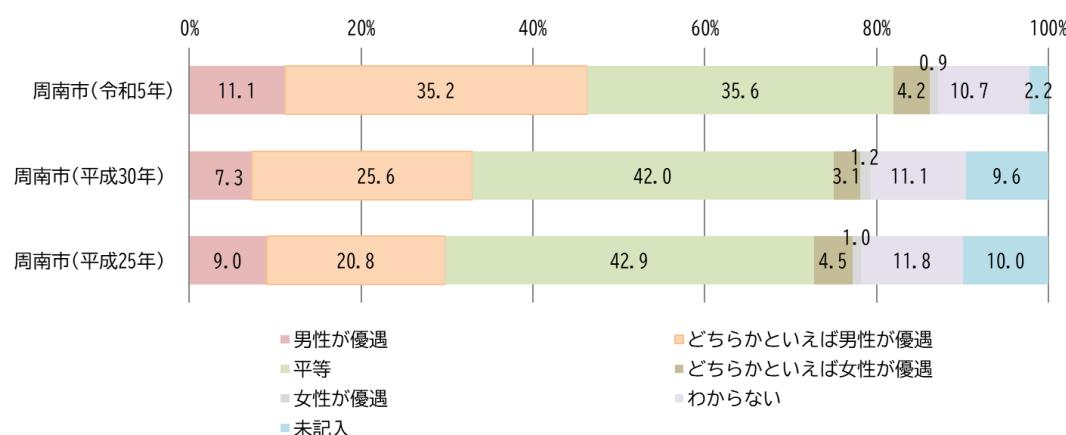
前回との比較では、「男性が優遇」「どちらかといえば男性が優遇」を合わせた割合の60.7%から8.9ポイント上回っています。



《法律や制度では》

「男性が優遇」(11.1%)「どちらかといえば男性が優遇」(35.2%)を合わせた割合が46.3%で、「どちらかといえば女性が優遇」(4.2%)「女性が優遇」(0.9%)を合わせた割合の5.1%を41.2ポイント上回っています。

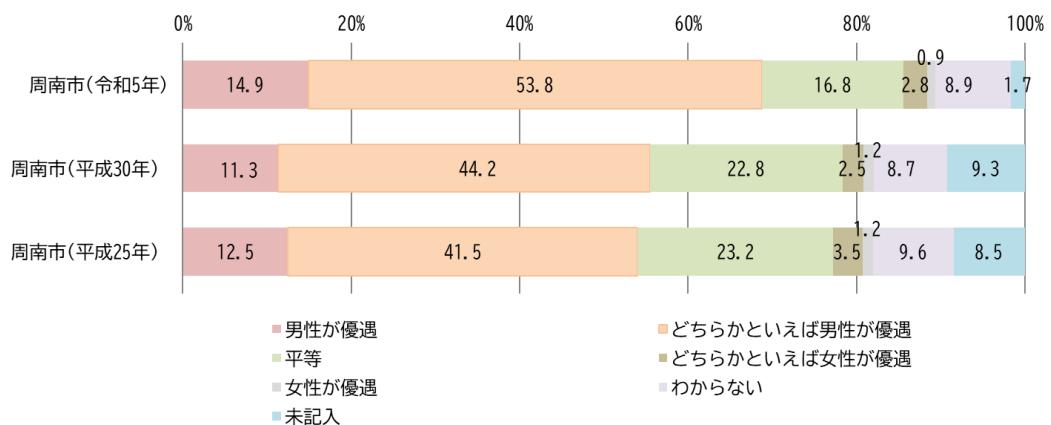
前回との比較では、「男性が優遇」「どちらかといえば男性が優遇」を合わせた割合の32.9%から13.4ポイント上回っています。



《社会全体では》

「男性が優遇」(14.9%)「どちらかといえば男性が優遇」(53.8%)を合わせた割合が68.7%で、「どちらかといえば女性が優遇」(2.8%)「女性が優遇」(0.9%)を合わせた割合の3.7%を65.0ポイント上回っています。

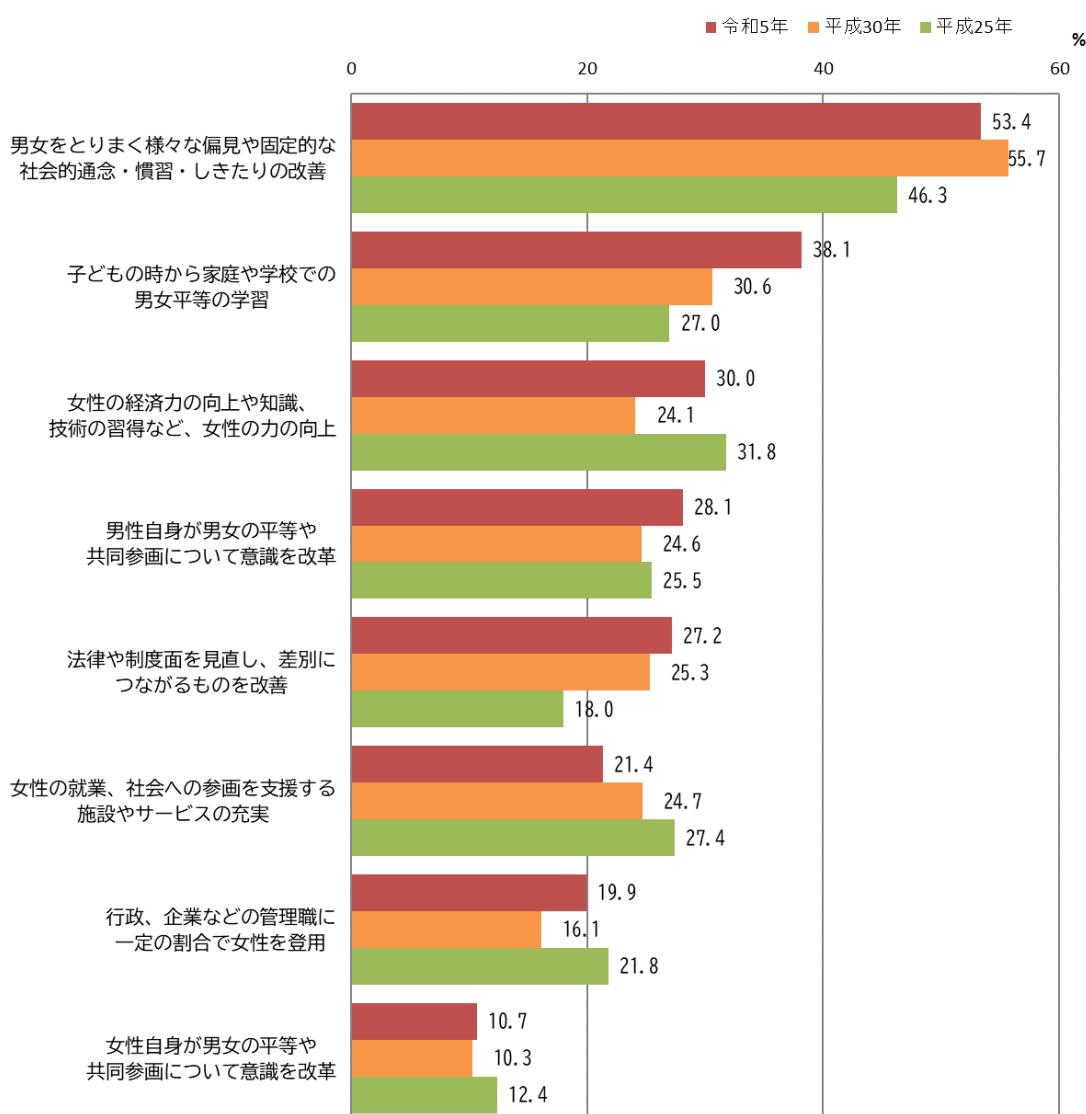
前回との比較では、「男性が優遇」「どちらかといえば男性が優遇」を合わせた割合の55.5%から13.2ポイント上回っています。



■男女が社会のあらゆる分野で平等になるために重要なこと

男女が社会のあらゆる分野で平等になるために重要なことについて、「男女をとりまく様々な偏見や固定的な社会的通念・慣習・しきたりの改善」を選択した人が53.4%と最も多く、次いで「子どもの時から家庭や学校での男女平等の学習」が38.1%となっています。

「女性の経済力の向上や知識、技術の習得など、女性の力の向上」「男性自身が男女の平等や共同参画について意識を改革」「法律や制度面を見直し、差別につながるものを見直し改善」はほぼ同じ割合となっています。

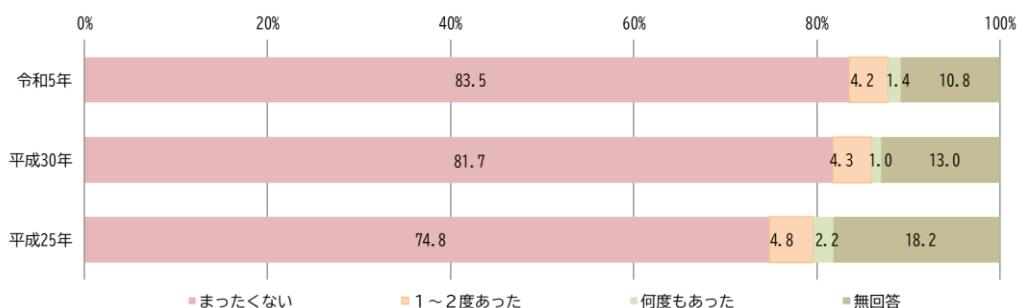


■過去5年以内に、配偶者・交際相手から受けたDV被害に関する調査

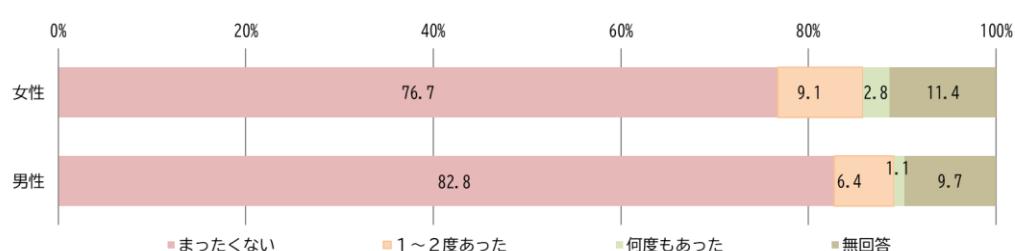
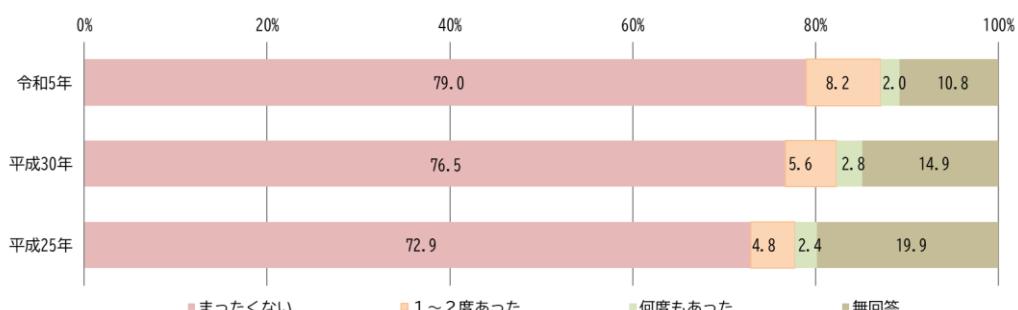
過去5年以内に身体に対する暴行を受けた人の割合は、「まったくない」が83.5%、「1～2度あった」は4.2%、「何度もあった」は1.4%となっています。暴言など精神的な嫌がらせや脅迫を受けた人の割合は、「まったくない」が79.0%、「1～2度あった」は8.2%、「何度もあった」は2.0%となっています。

その際に相談した人は、「親族」を選択した人が64.3%と最も多く、次いで「友人・知人」が50.0%、「市など公的な相談機関」が28.6%となっています。

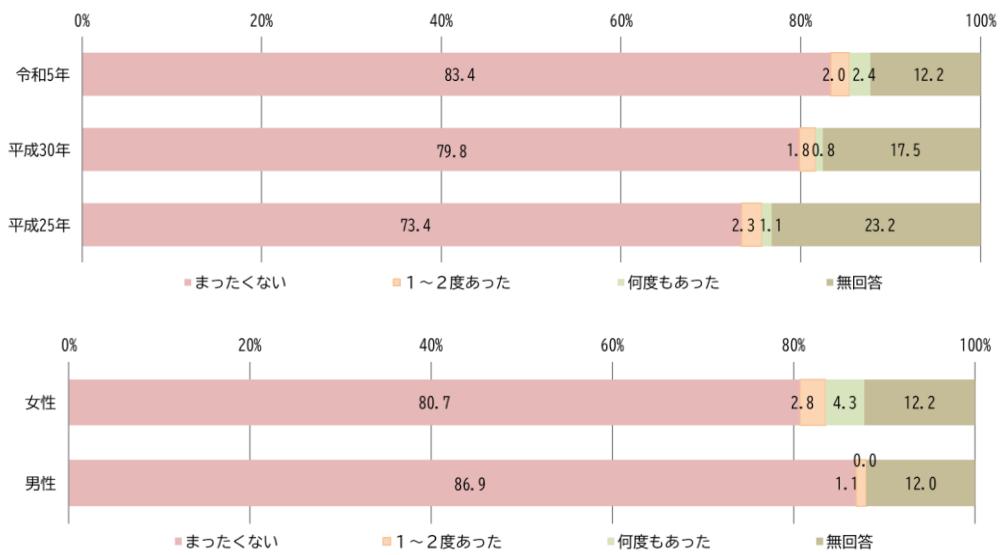
(1) 殴る・蹴る・物を投げつける・突き飛ばすなどの身体に対する暴行



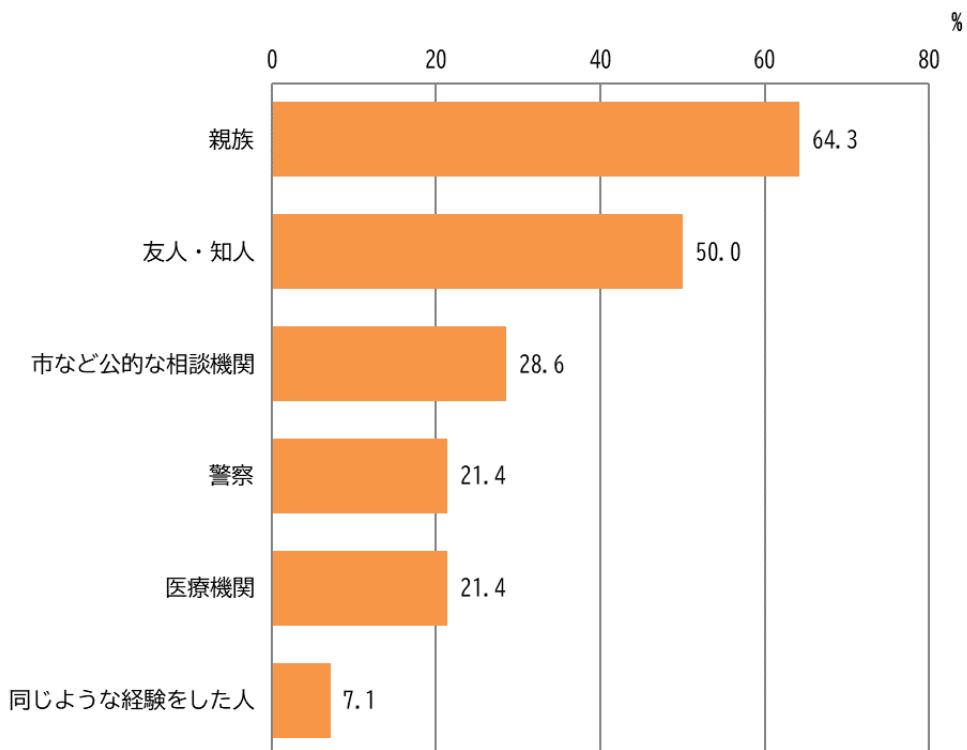
(2) 人格を否定するような暴言・交友関係を細かく監視するなどの精神的な嫌がらせ・家族に危害が加えられるのではないかと恐怖を感じるような脅迫



(3) 避妊に非協力、嫌がっているのに性的な行為を強要



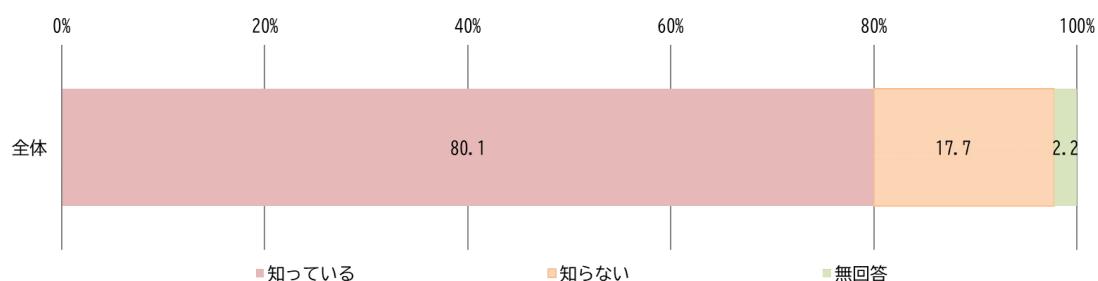
(4) 暴力を受けた際の相談先



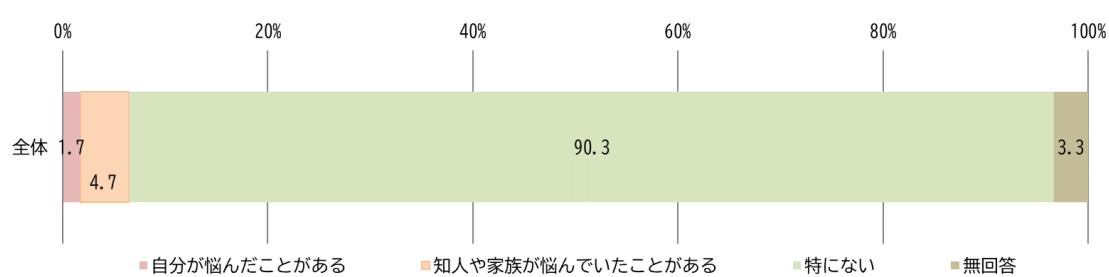
■性の多様性についての認知度等に関する調査

セクシュアル（性的）マイノリティ（又はLGBTQ）という言葉については、8割以上の認知度となっており、「自分の身体の性、心の性又は性的指向（同性愛など）に悩んだことがある」「知人や家族が悩んでいたことがある」人は合わせて6.4%となっています。

（1）セクシュアル（性的）マイノリティ（又はLGBTQ）という言葉の認知度



（2）自分の身体の性、心の性又は性的指向（同性愛など）に悩んだ経験、あるいは身近で悩んでいた人の存在

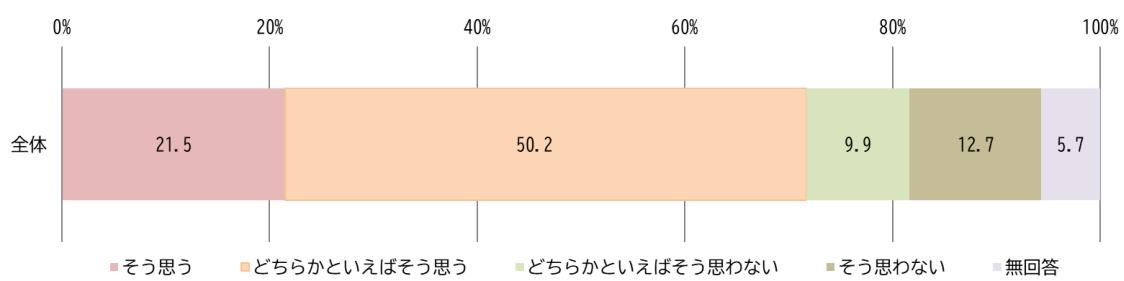


■セクシュアル（性的）マイノリティ（又はLGBTQ）を取り巻く環境と理解促進・支援

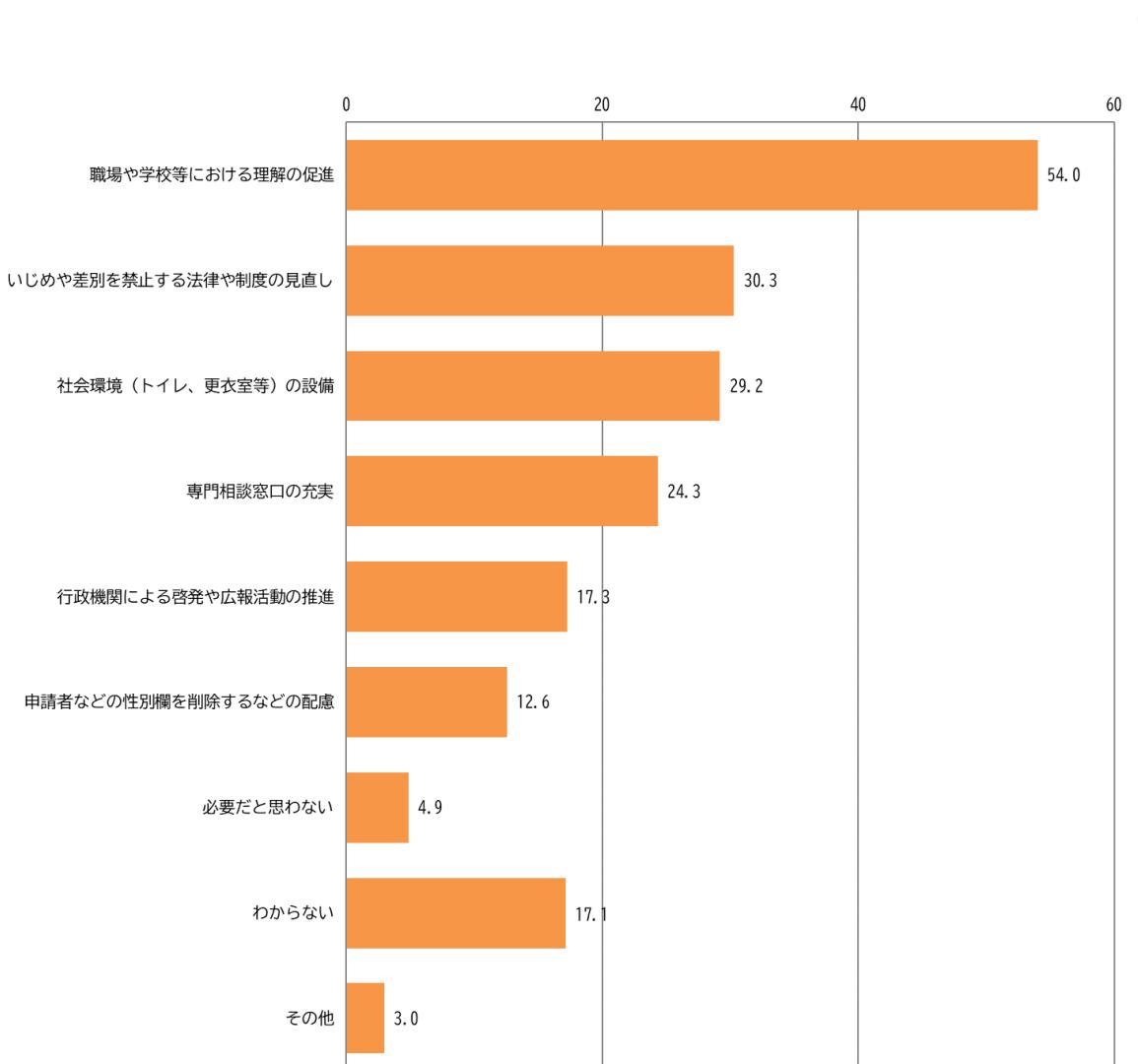
セクシュアル（性的）マイノリティ（又はLGBTQ）の方々にとって、偏見や差別などにより、「生活しづらい社会だと思う」と「どちらかといえばそう思う」を合わせると71.7%となっています。

また、セクシュアル（性的）マイノリティ（又はLGBTQ）の方々に対する理解の促進や支援に必要なことについて、「職場や学校等における理解の促進」を選択した人が54.0%で最も多く、次いで「いじめや差別を禁止する法律や制度の見直し」「社会環境（トイレ、更衣室等）の設備」がほぼ同じ割合となっています。

(1)現在、セクシュアル(性的)マイノリティ(又はLGBTQ)の方々にとって、偏見や差別などにより、生活しづらい社会だと思うかどうか



(2)セクシュアル(性的)マイノリティ(又はLGBTQ)の方々に対する理解の促進や支援に必要なこと



第2節 男女共同参画における主な課題

社会情勢の変化や関連法の制定、市民アンケート調査の結果や現状分析等により、今後の周南市における男女共同参画の主な課題と方向性をまとめると以下のようになります。

【課題1】だれもが活躍できる地域社会づくり

市の各種審議会等における女性の割合は、平成30年度の30.9%から令和5年度は34.1%に伸びていますが、周南市男女共同参画推進条例で努力目標としている40%には届いていません。

女性の就業率の増加やさまざまな分野での女性の活躍がみられるものの、政策・方針決定への参画は十分とはいえず、女性があらゆる分野に参画し活躍できるようポジティブ・アクション*（積極的改善措置）の促進や人材育成の支援が、さらに必要となります。

市民アンケート調査で、生活の中での優先度について、理想では「仕事」、「家庭生活」、「地域・個人の生活」をすべて優先が最も多く18.7%でしたが、現実にすべてを優先している人はわずか1.1%でした。また、現実には、「仕事を優先している」人が女性より男性が多く、「家庭生活を優先している」人が男性より女性が多い結果となりました。

たれもが仕事と家庭、地域活動が両立できるよう、子育てや介護等多様な生き方や多様な働き方に対応する支援策やワーク・ライフ・バランスを実現するための環境づくりを推進していくことが必要です。

【課題2】男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり・人づくり

市民アンケート調査では、「男は仕事」「女は家庭」の考え方について「そう思わない」が平成30年度の33.2%から39.9%に上昇していることなどから、社会全体で「平等」と考えている人が減少していると考えられます。

人々の意識の中に長い時間をかけて作られてきた固定的な性別役割分担意識が依然として残っており、男女共同参画社会の実現を阻害する要因となっています。

社会制度や慣行の見直しを図り、固定的な性別役割分担意識を改善することは、個人を尊重する人権意識の醸成につながります。

男女共同参画について認識を深めるため、学校をはじめ広く社会全体への啓発を行うことが重要で、市民と協働して、あらゆる場面において一人ひとりの望む生き方が尊重されるよう、意識づくり・人づくりのための取組を推進していくことが必要です。

【課題3】だれもが健康で、安全・安心に暮らせる社会づくり

市民アンケート調査では、過去5年以内に、身体的暴行を受けたことがある女性は、30歳代が17.8%、40歳代が18.4%で、配偶者・交際相手からの暴力は、依然として深刻な社会問題といえます。

男女共同参画社会の実現のためには、一人ひとりの人権が尊重されることが非常に大切です。個人に対する暴力は、決して許さるものではない重大な人権侵害であり、配偶者等からの暴

力や性犯罪、ストーカー行為※、職場におけるハラスメント※などのあらゆる形態の暴力の根絶に向けた取組を行う必要があります。

また、年齢や障害、性別にかかわらず、一人ひとりがお互いを思いやる心を持つことや、性的指向や性自認※など性の多様性について正しく理解することにより、みんなが健康で、安心していきいきと暮らせるよう啓発や支援を推進していくことが必要です。

第3章

計画の基本的な考え方

- ・基本理念
- ・基本目標
- ・施策の体系

第3章 計画の基本的な考え方

第1節 基本理念

この計画は、「周南市男女共同参画推進条例」第3条に掲げる次の7つの事項を基本理念とし、「男女共同参画社会の実現」を目指します。

- (1) 男女が、一人の人間として尊重され、直接又は間接にかかわらず、性別を理由とする差別的な取扱いを受けずに個人の人権が尊重されること。
- (2) 男女が社会での活動を選択するとき、社会の制度や慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、中立でない影響を及ぼすことがないように配慮されること。
- (3) 男女が自らの意思で、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野の活動において、対等な立場でともに参画し、性別にかかわりなく個人として能力を発揮する機会が平等に確保されること。
- (4) 男女が市、事業者及び公共的団体における施策又は方針の立案及び決定に共同して参画する機会が平等に確保されること。
- (5) 家族を構成する男女は、互いの意思の尊重と社会の支援の下に、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動と、こうした活動以外の活動を両立できるよう協力すること。
- (6) 男女が互いの性について理解するとともに、妊娠、出産等に関して、男女の相互の意思を尊重し、対等に話し合い、男女ともに生涯にわたる健康に配慮されること。
- (7) 男女共同参画の推進は、国際的視野で取り組むべき課題であることから、国際社会の動向に留意して行うこと。

**互いに認め合い、
だれもが自分らしくいきいき輝くまち**

本市が目指すべき男女共同参画社会は、「一人ひとりがいきいきと輝くことで、まち全体が輝きや活気に満ちた社会」です。そのため、今後も男女が社会の対等な構成員として、一人ひとりのライフステージで輝きを放ち、誇りをもって自分らしく暮らすことができる社会の実現に向け、さらに社会情勢の変化へも対応しながら男女共同参画を推し進めていくよう、本計画の基本理念を「互いに認め合い、だれもが自分らしくいきいき輝くまち」とします。

第2節 基本目標

本計画の基本理念を推進していくため、基本目標を以下のとおり定めます。

《基本目標1》

だれもが活躍できる地域社会づくり

《基本目標2》

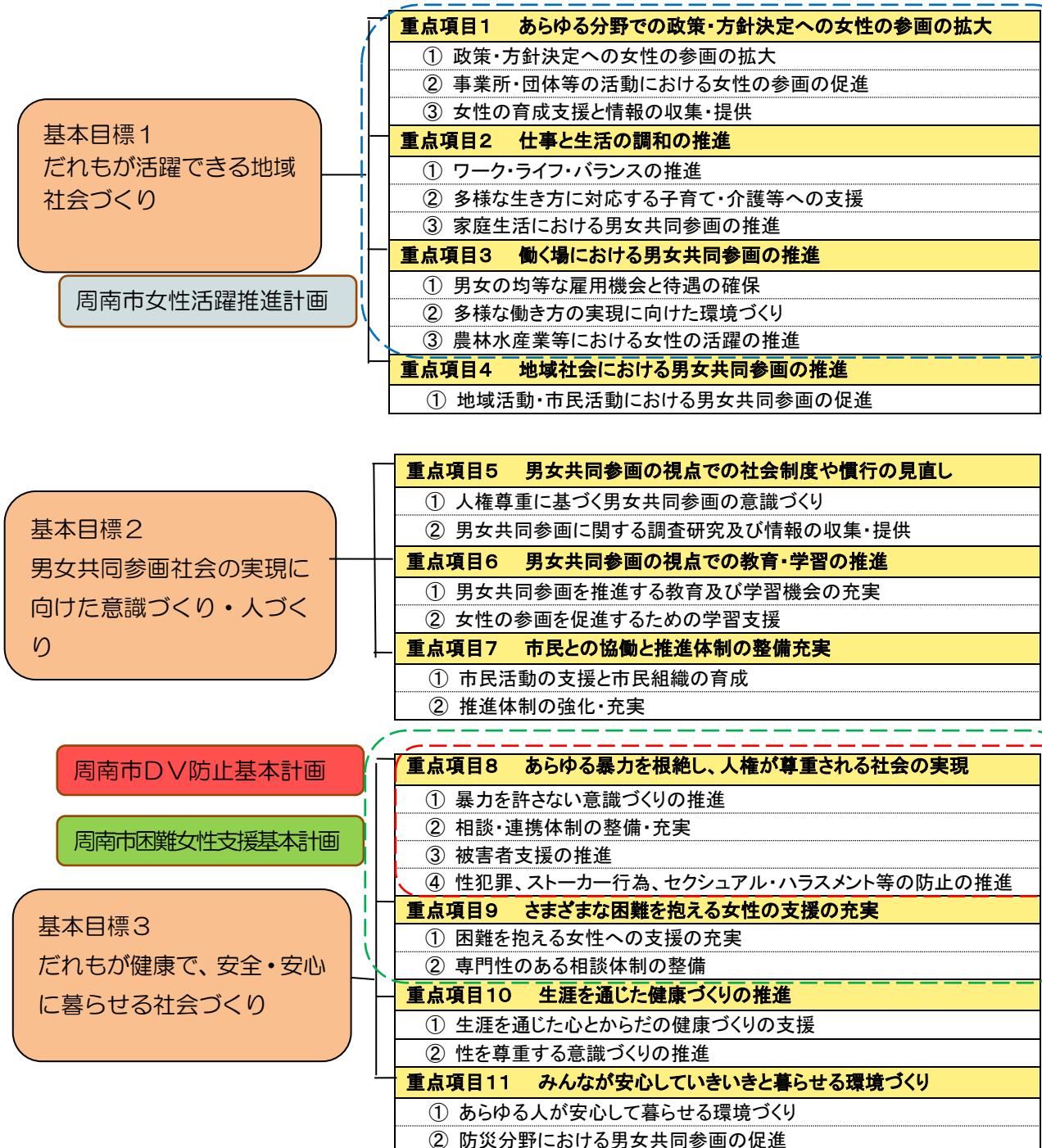
男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり・人づくり

《基本目標3》

だれもが健康で、安全・安心に暮らせる社会づくり

第3節 施策の体系

基本理念 互いに認め合い、だれもが自分らしくいきいき輝くまち



※重点項目1～3を「女性活躍推進法」に基づく「市町村女性活躍推進計画」として位置づけます。

※重点項目8を「DV防止法」に基づく「市町村DV防止基本計画」として位置づけます。

※重点項目8～9を「困難女性支援法」に基づく「市町村困難女性支援基本計画」として位置づけます。

第4章

施策の方向と具体的事業

- ・男女がともに活躍できる地域社会づくり
- ・男女共同参画社会づくりに向けた意識づくり・人づくり
- ・男女が健康で安全・安心に暮らせる社会づくり

第4章 施策の方向と具体的事業

基本目標

1

だれもがともに活躍できる地域社会づくり

多様な個性と能力を持つ人材が、性別にかかわりなく、さまざまな立場から社会のあらゆる分野に参画し、その個性と能力を十分に発揮しながら活力ある地域社会を実現することは、男女共同参画社会の実現と共通する目標です。

「参画する」ということは「参加する」にとどまらず、社会のあらゆる意思決定の場で計画・立案の段階から主体的に関わり、責任を担うことを意味しています。

特に男女がともに施策や方針の立案・決定過程に参画することは極めて重要なことですが、こうした意思決定過程への女性の参画はいまだに十分とはいえません。

また、雇用の分野における女性参画の促進は、男女の雇用の均等な機会と待遇が確保され、多様な働き方に対応する働きやすい職場環境の整備が必要です。

このため、ポジティブ・アクション（積極的改善措置）の促進や女性の育成支援により、女性の活躍の場や機会を広げるとともに、企業や団体活動、地域活動においても男女がともに参画できる環境づくりについて啓発と支援を行います。

また、仕事と生活や地域活動を両立できるよう、働きながら子育てや介護等ができる就業環境の整備や多様なライフスタイルに対応する子育て支援策の充実、地域活動への参画促進、男性の意識改革など、男女がともにワーク・ライフ・バランスが実現できる環境の整備を推進します。

互いに認め合い、だれもが自分らしくいきいき輝くまち

重点項目 1 あらゆる分野での政策・方針決定への女性の参画の拡大

- 施策① 政策・方針決定への女性参画の拡大
- 施策② 事業所・団体等の活動における女性の参画の促進
- 施策③ 女性の育成支援と情報の収集・提供

重点項目 2 仕事と生活の調和の推進

- 施策① ワーク・ライフ・バランスの推進
- 施策② 多様な生き方に対応する子育て・介護等への支援
- 施策③ 家庭生活における男女共同参画の推進

重点項目 3 働く場における男女共同参画の推進

- 施策① 男女の均等な雇用機会と待遇の確保
- 施策② 多様な働き方の実現に向けた環境づくり
- 施策③ 農林水産業等における女性の活躍の推進

重点項目 4 地域社会における男女共同参画の推進

- 施策① 地域活動・市民活動における男女共同参画の促進

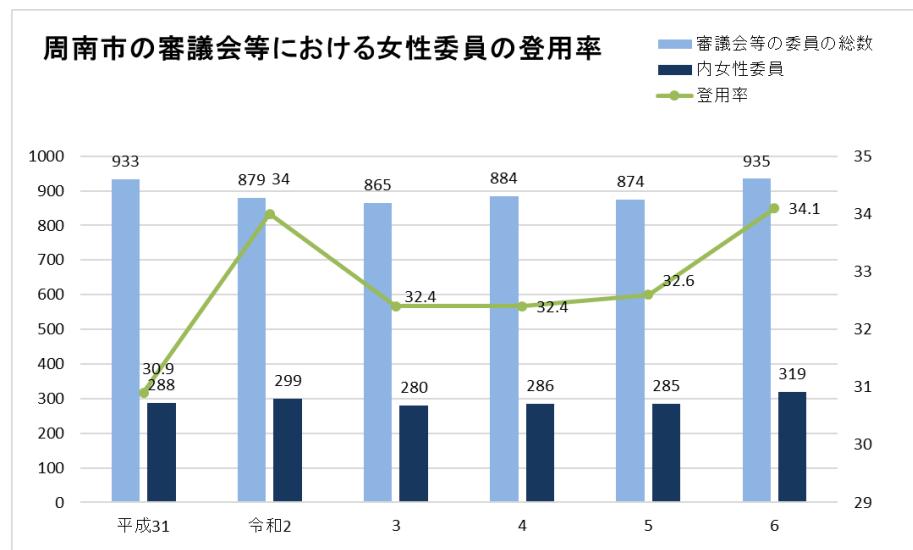
重点項目1 あらゆる分野での政策・方針決定への女性の参画の拡大

現状と課題

性別に関係なく、だれもが社会の対等な構成員として、あらゆる分野での政策・方針などの立案・決定過程にともに参画することが、多様な価値観や発想が取り入れられ男女共同参画社会を実現する基盤となり、非常に重要です。

周南市においても、政策や方針の決定過程に男女がともに参画するよう、「男女共同参画推進条例」第11条に、委員選出にあたっての配慮として「男女のいずれか一方の委員の数が、委員総数の10分の4未満にならないように努めます。」と数値目標を定めていますが、各種審議会等における委員や管理職に占める女性の割合は、いまだに十分でない状況にあります。

あらゆる分野における意思決定の場への女性の参画を進めるため、行政自らがポジティブ・アクション（積極的改善措置）を推進するとともに、事業所や団体活動においてもキャリア育成や参画・活躍の機会を広げていくため、情報や学習機会の提供を行い、社会全体の理解の促進を図る必要があります。



具体的な施策

①政策・方針決定への女性参画の拡大

- (ア) 男女共同参画セミナーや講演会、男女共同参画情報誌「じよいんと」、市広報、市ホームページなどで、政策・方針決定への女性の参画拡大や女性の活躍推進について啓発や情報提供を行います。
- (イ) 市の審議会等委員の女性の割合が4割となるように取り組みます。
- (ウ) 「周南市市民参画条例」に基づき、市民の多様な意見を、本市の施策に反映するよう努めます。
- (エ) 市も1事業所として、男女を問わず、適材適所の職員配置に努めるとともに、女性職員を多様な職務やポストに積極的に配置し、女性の職域拡大や管理監督者への登用

の推進を図ります。

(才) 市職員の課長級以上の女性職員の割合が 15%となるように取り組みます。

②事業所・団体等の活動における女性の参画の促進

(ア) 女性の登用促進と職域の拡大について、国、県と連携した啓発や情報提供を行います。

(イ) 企業職場人権教育連絡協議会において、職場における男女共同参画を促進するための啓発や情報提供を行います。

(ウ) 年齢や性別を問わず、さまざまな人々が自主的・主体的に参画する地域活動を推進します。

③女性の育成支援と情報の収集・提供

(ア) 男女共同参画セミナーや講演会、男女共同参画情報誌「じよいんと」、市広報、市ホームページなどで啓発や情報提供を行い、女性の育成支援をします。

(イ) 男女共同参画推進員や市民による男女共同参画活動団体が、地域で男女共同参画のための活動ができるように活動支援をします。

(ウ) 市ホームページやメールマガジン、生涯学習情報紙「ふあいんど」で、家庭生活や家族などの身近な問題を取り上げつつ、女性の社会参画や人権意識が高まるような学習の機会や情報の提供を行います。

(エ) 市職員研修において、女性職員の能力開発の機会を確保し、多様なキャリア形成を支援します。

(才) 企業職場ふれあい人権セミナーを、産学官民連携により開催し、男女共同参画について啓発や情報提供を行います。

(カ) 啓発冊子の配布やポスターなどの掲示等により、国、県と連携した啓発や情報提供を行います。

(キ) 市ホームページにおいて、起業に関する相談窓口の情報提供など、創業支援事業について紹介し、情報の充実を図ります。

計画の目標指標

| 目標指標 | 単位 | 令和5年度 現状値 | 令和11年度 目標指数 |
|-----------------------|----|--------------|----------------|
| 市の各種審議会等委員における女性の割合 | % | 33.7 | 40.0 |
| 市の審議会等で女性委員のいる審議会等の割合 | % | 87.9 | 95.0 |
| 市職員の課長級以上の女性職員の割合 | % | 7.8 | 15.0 |

重点項目2 仕事と生活の調和の推進

現状と課題

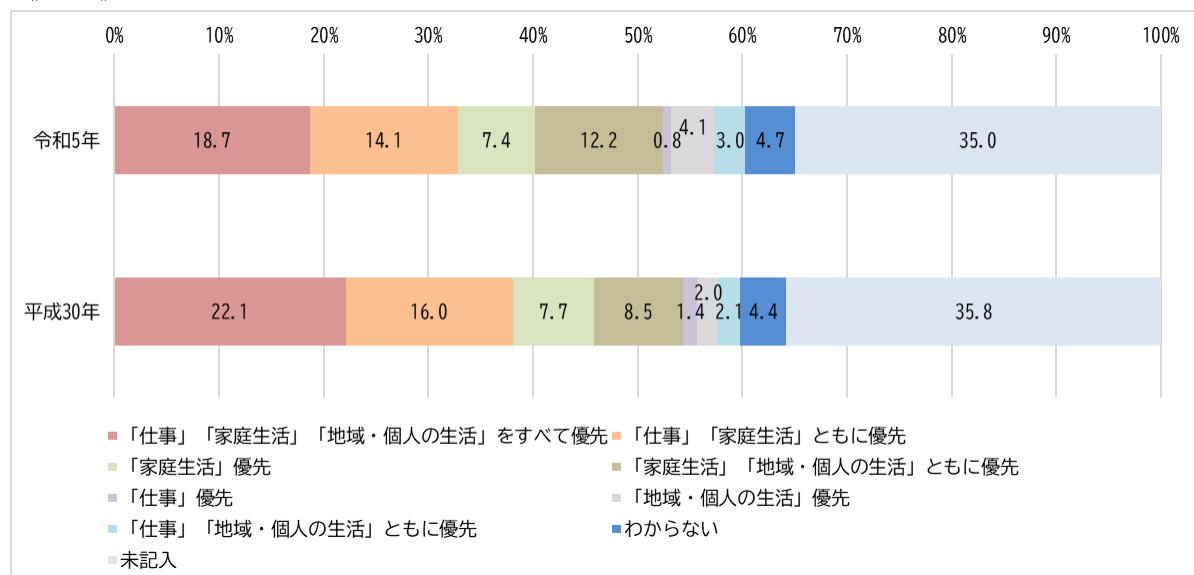
一人ひとりが多様な生き方を選択でき、家族や地域社会の一員として責任を分かち合いながら積極的に活動していくためには、ワーク・ライフ・バランスを実現し、仕事と家庭、地域活動、趣味や自己啓発など仕事以外の生活がともに充実していることが必要です。

市民アンケート調査では、理想は「仕事」、「家庭生活」、「地域・個人の生活」のすべて優先が最も多く18.7%ですが、実際にすべてを優先している人は1.1%で、最も多いのは「仕事」を優先している人が19.8%となっています。また、女性が家庭や地域社会において活躍するために必要なことは、「育児や介護のための保育施設、福祉施設等のサービスの充実」だと思う人が59.3%、次いで「夫が積極的に家事や育児、介護へ参加すること」だと思う人が48.5%となっています。

少子高齢化や核家族化など、人口構造や社会環境の変化が急速に進む中、女性の社会進出が進み、豊かで活力ある社会を維持していくためには、ライフスタイルを見直し、男女がともに家庭的責任を担い、男性の育児休業・介護休業制度の取得促進を含めた各種休業制度を取得しやすい環境づくり、多様化する子育て及び高齢者・障害者等の自立や介護に関わるニーズに対応できるよう、福祉サービスの充実などの社会的支援の充実を図ることが求められています。

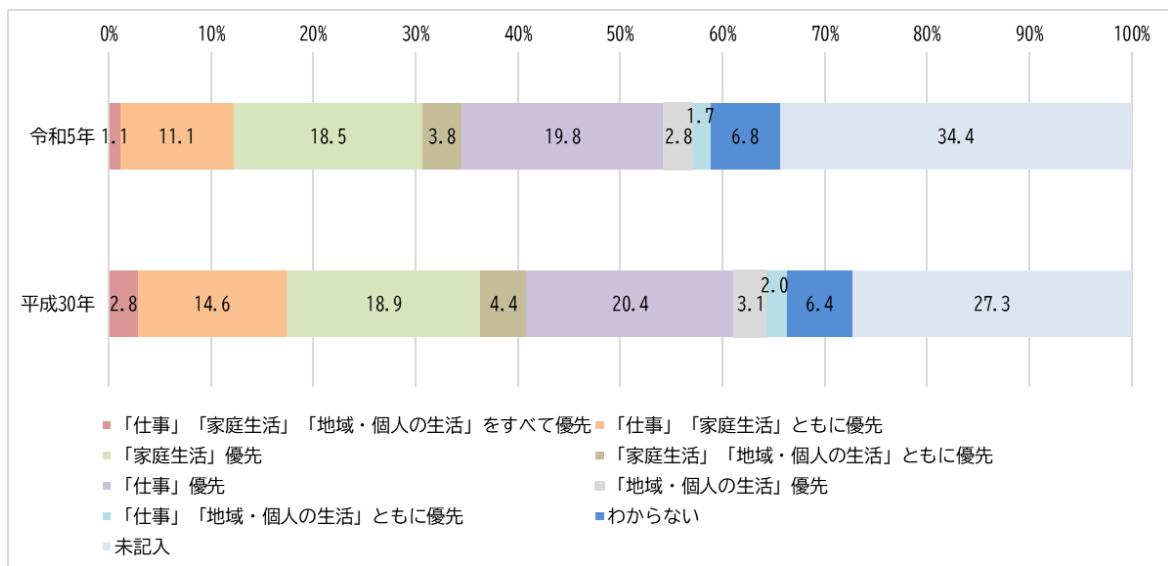
■仕事、家庭生活、地域・個人の生活の優先度

《理想》



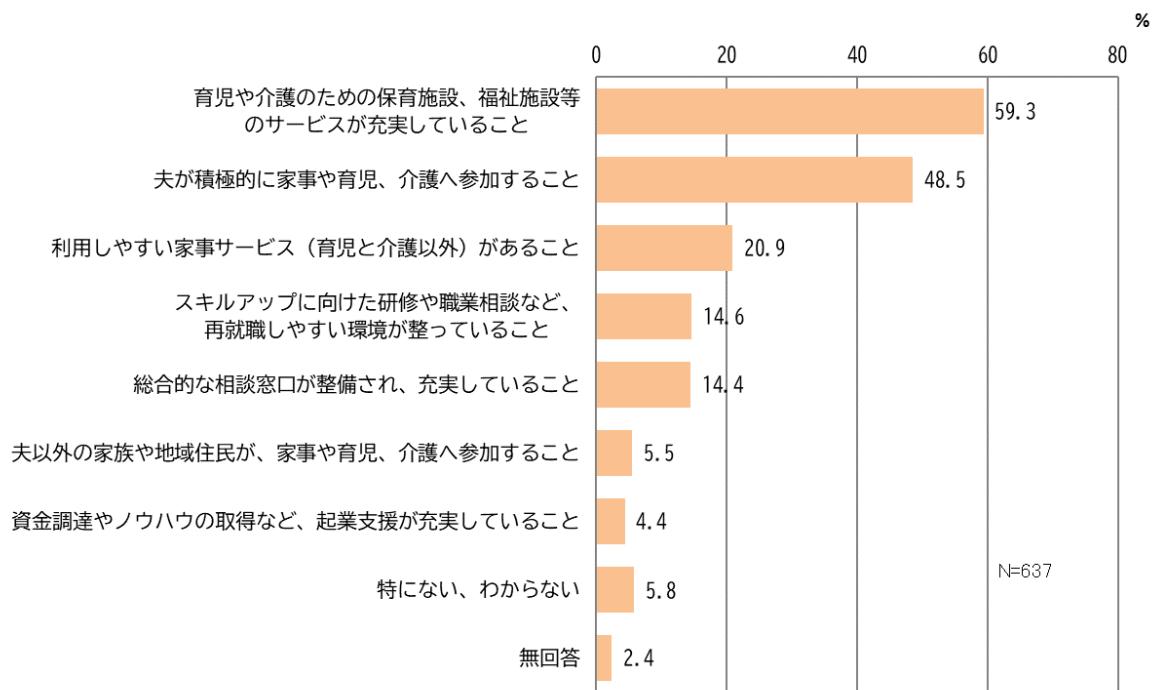
資料：周南市男女共同参画に関する市民アンケート調査(令和5年9月、平成30年9月)

《現実》



資料：周南市男女共同参画に関する市民アンケート調査（令和5年9月、平成30年9月）

■女性が「家庭」や「地域社会」において活躍するために必要なこと



資料：周南市男女共同参画に関する市民アンケート調査（令和5年9月）

具体的な施策

①ワーク・ライフ・バランスの推進

- (ア) 男女共同参画セミナーや講演会、男女共同参画情報誌「じよいんと」、市広報、市ホームページなどでワーク・ライフ・バランスについての情報提供や啓発を行います。
- (イ) 市内企業に向けてインターネット等を活用し、労働に関するセミナー開催などの情報提供を行います。
- (ウ) 周南市こども計画に基づき、「共働き・共育て」を可能にする男女問わない両立支援のため、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組の推進を図ります。
- (エ) 市民・地域・職場向けのワーク・ライフ・バランスの講演会などを市職員研修として位置づけ、職員の参加を増やし、さらなる意識啓発を図ります。
- (オ) 教員の働き方改革を推進し、教職員のワーク・ライフ・バランスを図ります。

②多様な生き方に対応する子育て・介護等への支援

- (ア) 子育て支援アプリ「はぴはぐ by 母子モ」や市広報等を活用し、子育て世帯に必要な子育て支援情報を発信します。
- (イ) 放課後、週末、長期休業期間等における子どもの居場所づくりを推進するため、児童クラブのニーズに対応し、安全・安心な保育の確保を図ります。
- (ウ) 地域の子育て支援拠点施設である子育て支援センター等において、育児の不安や悩みの相談、子育て講座の開催など、多様なニーズに応じた事業を行います。
- (エ) 育児を応援してほしい方とお手伝いしたい方を結び、地域で子育てを助け合うファミリーサポートセンターの活性化に向けた環境づくりを進め、保護者の育児ニーズに応じた支援に努めます。
- (オ) 乳幼児ふれあい体験事業を開催し、思春期の児童が子育て中の保護者と関わることで、結婚・妊娠・出産・育児について触れ、多様な生き方を学ぶ機会を促進していきます。
- (カ) 幼児教育・保育サービスの充実を図るとともに、一時預かり事業や延長保育事業など、多様な保育サービスの提供に努めます。
- (キ) 地域、学校、企業等に認知症サポーター養成講座や認知症サポーターステップアップ講座への参加を呼びかけ、認知症の人を地域全体で支える体制の強化を図ります。
- (ク) 認知症家族会などの関係機関と連携し、認知症介護者の支援を行います。
- (ケ) 障害者や障害児の通所サービスの提供により、介護者の就労支援、または介護者の一時的休息を支えます。
- (コ) 青少年育成市民会議との協働の下、地域で子どもを育てる活動への支援を行うとともに、将来、地域における新たな担い手となる人材の育成に取り組みます。
- (サ) 地域ぐるみで家庭の教育力を高め保護者の不安を解消するため、小・中学校や家庭教育支援チームによる講座の開催のほか子育て相談などに取り組みます。

③家庭生活における男女共同参画の推進

- (ア) 男女共同参画セミナーや講演会の開催、男女共同参画情報誌や市ホームページなどで男性の育児参加についての情報提供や啓発を行います。
- (イ) 両親学級等を開催し、正しい知識等の普及や安心して子どもを産み育てることができる環境づくりの支援をするとともに、男性の育児参加を促進する取組を行います。
- (ウ) 産後サポート事業により相談支援や親同士の交流を実施し、産後早期から家庭や地域での孤立感を解消するとともに、家族が協力し、地域とつながりながら育児をする大切さを啓発します。
- (エ) 食生活改善推進協議会の地区活動として、減塩や栄養バランス等健康に配慮した食事を作ることができるよう、男性料理教室や健康料理教室を開催します。
- (オ) 市民センターなどで、夏休み期間中に親子参加行事を開催し、母親・父親が参加しやすい子育て支援につながる講座を企画します。
- (カ) 市民センターなどで、男性の家事分野での自立を促すための学習機会の提供や、意識づけ講座を開催します。
- (キ) 曜日参観日や長期休業中に親子奉仕作業を設定することで、保護者や家族も学校行事に参加しやすい環境を整えます。
- (ク) 市も1事業所として、育児休業や介護休業を取得しやすい環境整備に努め、男性の積極的な子育ての参加のために、男性職員の育児休業取得の促進を図ります。

計画の目標指標

| 目標指標 | 単位 | 令和5年度 現状値 | 令和11年度 目標値 |
|------------------|----|--------------|---------------|
| 保育所待機児童数 | 人 | 0 | 0 |
| 児童クラブ待機児童数 | 人 | 14 | 0 |
| 積極的に育児をしている父親の割合 | % | 74.1 | 75.0 |

重点項目3 働く場における男女共同参画の推進

現状と課題

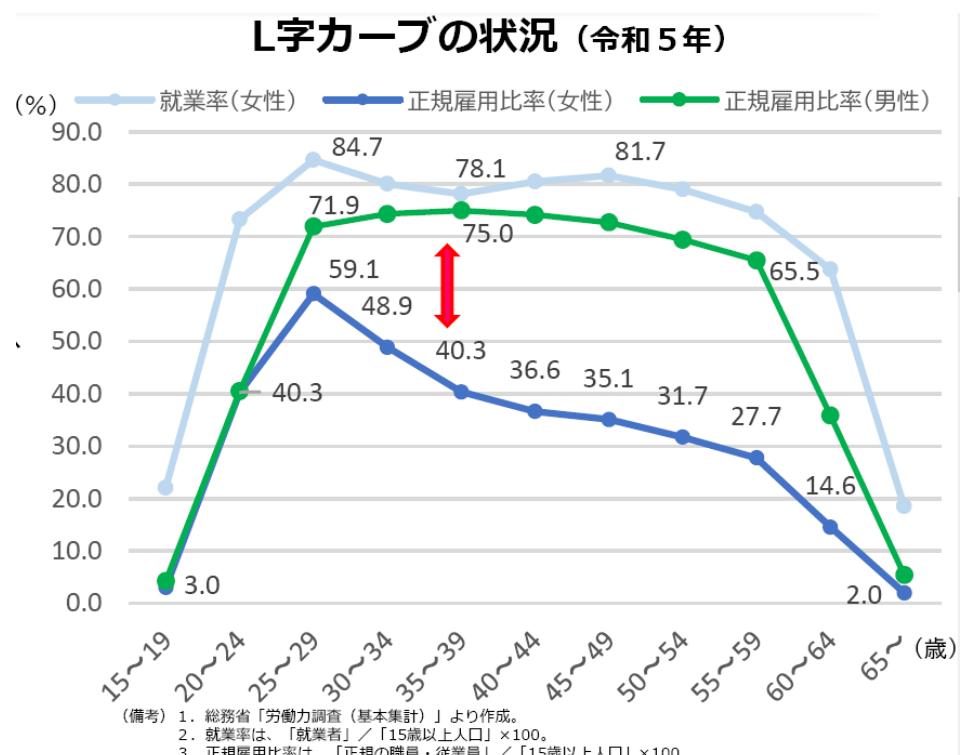
働くことは生活の経済基盤で、自己実現にもつながるものであり、働きたい人が性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮できることが重要です。

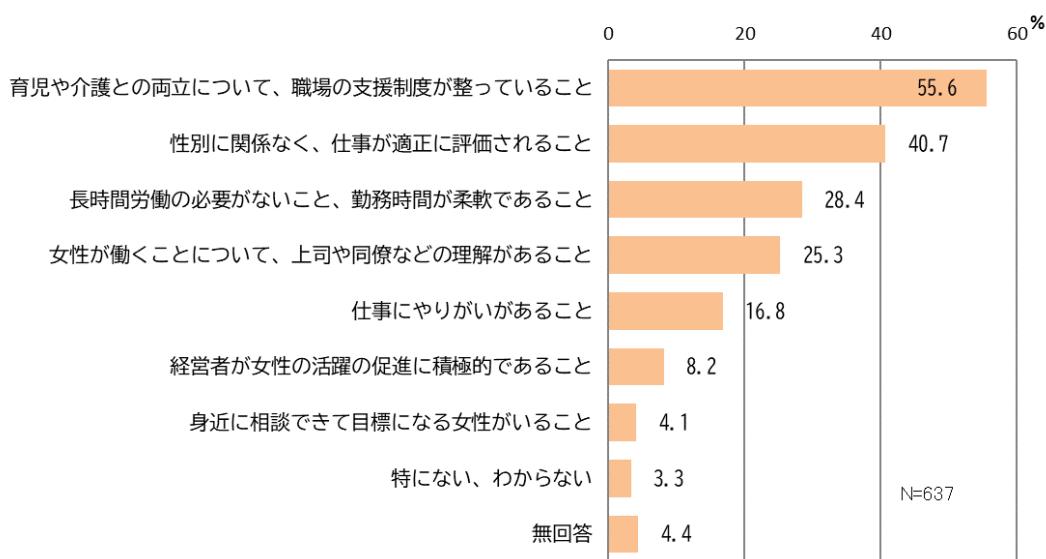
近年、就業率は男女ともに上昇傾向にあります BUT、女性就業者の約半数以上は非正規雇用であり、年齢階級別正規雇用比率は25~29歳をピークに低下するL字カーブ^{*}を描いており、男女間の賃金格差の一因ともなっています。

また、本市では、女性労働力率が、国や県と比べ低い傾向にあり、依然として、出産・子育てなどで仕事を中断する、いわゆるM字カーブを描いています。

市民アンケート調査では、女性が仕事や職場において活躍するために必要なことは「育児や介護との両立のための職場の支援制度の整備」だと思う人の割合が55.6%となっています。

こうしたことから、就労継続や再就職を希望する女性への支援が求められていることがうかがえ、雇用の分野における男女の機会の均等と待遇の確保とともに、ライフスタイルに応じた柔軟で多様な働き方ができるような支援や職場環境づくりの推進が必要です。





資料：周南市男女共同参画に関する市民アンケート調査(令和5年9月)

具体的な施策

①男女の均等な雇用機会と待遇の確保

- (ア) 国や県と連携し、就職支援事業を推進するとともに、啓発普及を促進します。
- (イ) 関係機関や団体と連携し、子育て女性等を対象とした就職支援セミナー等の開催、未就職の女性を対象とした企業との交流会・座談会の開催など、地域で女性の雇用を支える仕組みづくりを推進し、雇用の確保や創出を促進します。
- (ウ) 関係機関や団体と連携し、起業・創業の支援をすることで、新たな雇用の創出を図ります。
- (エ) 企業職場人権教育連絡協議会において、事業所に向けて積極的な情報提供や啓発を実施し、男女共同参画意識の醸成を図ります。

②多様な働き方の実現に向けた環境づくり

- (ア) 啓発冊子の配布やポスターなどを掲示し、国、県と連携した啓発を促進します。
- (イ) 女性雇用の促進に向け、WEBサイトによる情報発信を促進します。
- (ウ) 市ホームページにおいて、起業に関する相談窓口の情報提供など、創業支援事業について紹介し、情報の充実を図ります。
- (エ) 男女共同参画セミナーや講演会の開催、男女共同参画情報誌や市ホームページなどで市民に向けて情報提供や啓発を行います。
- (オ) 企業職場人権教育連絡協議会の研修会で、やまぐち男女共同参画推進事業者の登録や認定など事業所に向けて理解と協力を求めます。
- (カ) 市民の学び直しに資する周南公立大学によるリカレント※・リスクリング※講座の受講を支援します。

③農林水産業等における女性の活躍の推進

- (ア) 農業経営において、共同経営者として女性農業者を認定する家族経営協定※の締結について推進します。
- (イ) 周南農林水産事務所や近隣市町と連携し、周南地域農山漁村女性連携会議や周南地域農山漁村女性学習会等の開催を支援します。
- (ウ) 周南地域の女性農林漁業者や農山漁村女性起業家・グループの交流会や各種イベントへの参加を促進します。
- (エ) 女性農林漁業者のロールモデル※となる経営参画者（ステキ女子）を育成することで女性の活躍を促進し、農林水産業の魅力アップ・農山漁村の輝き創出を図り、ネットワークの構築及び若い世代の定着を促進します。
- (オ) 農山漁村女性活動促進対策事業において、地域の主要な担い手である女性がその持てる能力を発揮し、主体的に参画できる環境や体制整備づくりを推進します。
- (カ) 地産地消推進協議会や関係機関により、女性農林漁業者等が行う商品開発を支援します。
- (キ) 山口県農家生活改善士会及び山口県漁村生活改善士会の活動を支援します。
- (ク) 農林水産業などの運営に女性の意思を反映させるため、各種協同組合などの運営委員や農業委員などへの女性の登用や、方針決定過程への参画を進めるよう啓発します。

計画の目標指標

| 項目 | 単位 | 令和5年度 現状値 | 令和11年度 目標値 |
|-----------------------------|----|--------------|---------------|
| 市内事業者の「やまぐち男女共同参画推進事業者」認定件数 | 件 | 72 | 80 |
| 女性の市内就業者数(雇用保険の被保険者数) | 人 | 16,428 | 現状維持 |
| 家族経営協定数 | 件 | 15 | 18 |
| 農業委員に占める女性の割合 | % | 21.0 | 25.0 |
| 農地利用最適化推進委員に占める女性の割合 | % | 9.3 | 25.0 |

重点項目4 地域社会における男女共同参画の推進

現状と課題

だれもが安心して生活ができる地域社会は、家庭とともに最も身近な暮らしを支える場ですが、人口減少・少子高齢化、家族形態の変化などにより福祉、防災・防犯、環境、まちづくりなど生活に身近な課題が生じています。

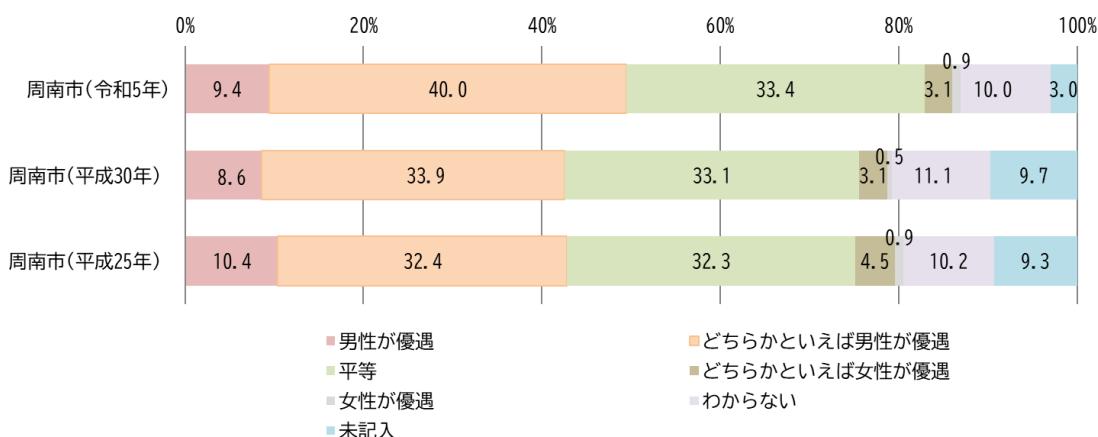
これまで、高齢者福祉や子育てや環境活動等のさまざまな地域活動は、女性の力によって支えられてきましたが、地域活動における組織の方針決定の場には、女性や若い世代の参画が進んでいないのが現状です。

市民アンケート調査では、男女共同参画の地位の平等について、「地域社会」では「男性が優遇」「どちらかといえば男性が優遇」と回答した人の割合が49.4%で、前回から6.9ポイント上がっています。

活力ある地域社会の実現のため、男女を問わず、さまざまな世代が地域活動に自主的・主体的に積極的に参画し、仕事と家庭生活を両立し、多様な発想や価値観で地域を支え活躍できるよう意識啓発や活動を行う団体や人材の育成支援等が必要です。

■男女の地位の平等の実現

《地域社会では》



資料:周南市男女共同参画に関する市民アンケート調査(令和5年9月、平成30年9月)周南市市民アンケート調査(平成25年5月)

具体的な施策

①地域活動・市民活動における男女共同参画の促進

- (ア) 年齢や性別を問わずさまざまな人々が自主的・主体的に参画する地域活動を推進します。
- (イ) 市民センターなどで男女共同参画地域講座や男女共同参画推進員による出前講座などをを行い、地域での男女共同参画の促進を啓発します。
- (ウ) 女性団体連絡協議会、男女共同参画推進員、男女共同参画を推進する市民活動グルー

ブや団体などへ男女共同参画に関する情報提供や連携協力を図ります。

- (工) 男女共同参画推進員については、自発的に活動できるよう支援を行います。また、地域のリーダーとして、地域住民への意識啓発の一助を担えるよう積極的な機会の提供に努めます。
- (才) 産学官民連携の中での公開講座として、男女共同参画セミナー兼企業職場ふれあい人権セミナーを開催します。

計画の目標指標

| 目標指標 | 単位 | 令和5年度 現状値 | 令和11年度 目標指数 |
|---------------|----|--------------|----------------|
| 自治会長に占める女性の割合 | % | 15.5 | 18.0 |



男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり・人づくり

だれもが一人ひとりの人間として尊重され、性別を理由とする差別的な扱いを受けず、個人の人権が尊重されることには、男女共同参画の基本です。

しかしながら、現実には、いまだに固定的な性別役割分担意識をはじめ、自由な活動の選択を妨げる要因も根強く残っています。こうした性別による固定的な社会通念・慣習・しきたりを改善し、男女を取り巻く状況について一人ひとりが理解し、自ら行動するための意識づくり・人づくりが重要な課題となっています。

このため、家庭、学校、職場、地域社会等あらゆる分野において、男女共同参画の視点に立った学校教育や社会教育により、男女共同参画について認識を深め、人権尊重の意識づくりとともに、理解し行動できるための教育・啓発活動を積極的に行います。

また、行政と市民の協働による男女共同参画社会の実現のため、市民活動の組織づくりとその支援を推進します。

互いに認め合い、だれもが自分らしくいきいき輝くまち

重点項目 5 男女共同参画の視点での社会制度や慣行の見直し

- 施策① 人権尊重に基づく男女共同参画の意識づくり
- 施策② 男女共同参画に関する調査研究及び情報の収集・提供

重点項目 6 男女共同参画の視点での教育・学習の推進

- 施策① 男女共同参画を推進する教育及び学習機会の充実
- 施策② 女性の参画を促進するための学習機会の充実

重点項目 7 市民との協働と推進体制の整備充実

- 施策① 市民活動の支援と市民意識の育成
- 施策② 推進体制の強化・充実

重点項目5 男女共同参画の視点での社会制度や慣行の見直し

現状と課題

だれもが、社会のあらゆる分野に主体的に参画していくためには、男女がともに互いの人権を尊重し合い、市民一人ひとりの個性と能力が十分に發揮されるような生き方が尊重されなければなりません。

「周南市男女共同参画推進条例」においても、その基本理念として「男女が、一人の人間として尊重され、直接又は間接にかかわらず、性別を理由とする差別的な取り扱いを受けずに個人の人権が尊重されること。」（第3条第1項）としています。

市民アンケート調査によると、「男性は仕事」「女性は家庭」といった固定的な性別役割分担意識について、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」が 15.9%で、前回の 18.3%を下回り、「どちらかといえばそう思わない」「そう思わない」は 52.6%で、前回の 44.6%を上回り、時代とともに意識は変わってきたことがうかがえます。

一方、「社会全体での男女の地位の平等」については、「男性が優遇」「どちらかといえば男性が優遇」と考える市民の割合は 68.7%と半数以上で、前回調査を 13.2 ポイント上回り、依然として意識改革が難しい状況もあります。

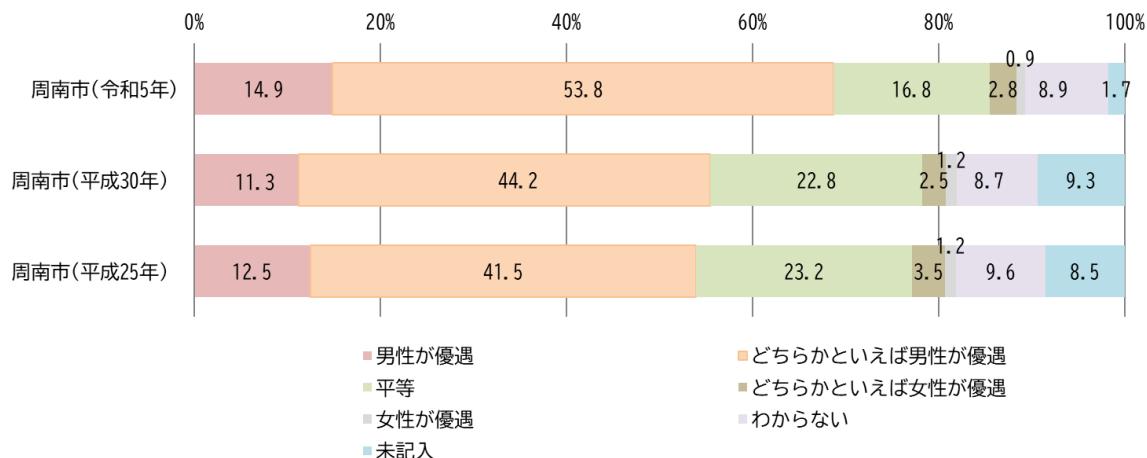
性別にかかわらず、一人ひとりがそれぞれの個性に合った生き方を選択することができ、それぞれの生き方を認め合うことは、個人を大切にし、互いを認め合う人権尊重の基本です。

また、2024 年のジェンダー・ギャップ指数※において、日本の総合順位は 146 か国中 118 位で、国際的にみても男女格差の解消が進んでおらず、国際社会の動向や女性の地位向上のための国際規範等の周知に努めながら、市民の男女共同参画に係る意識の高揚を図ることが重要です。

長い時間かけて形成された固定的な性別役割分担意識は、女性の経済的自立や社会への参画のみならず、男性の生活的な自立も妨げてきました。すぐに払しょくできるものではありませんが、男女が社会の対等な構成員としてあらゆる分野において参画できるよう、女性の人権尊重や男女共同参画の視点から、男女共同参画に関する認識を深め、意識が改善されるよう、社会慣行や制度を見直していく啓発や広報活動が必要です。

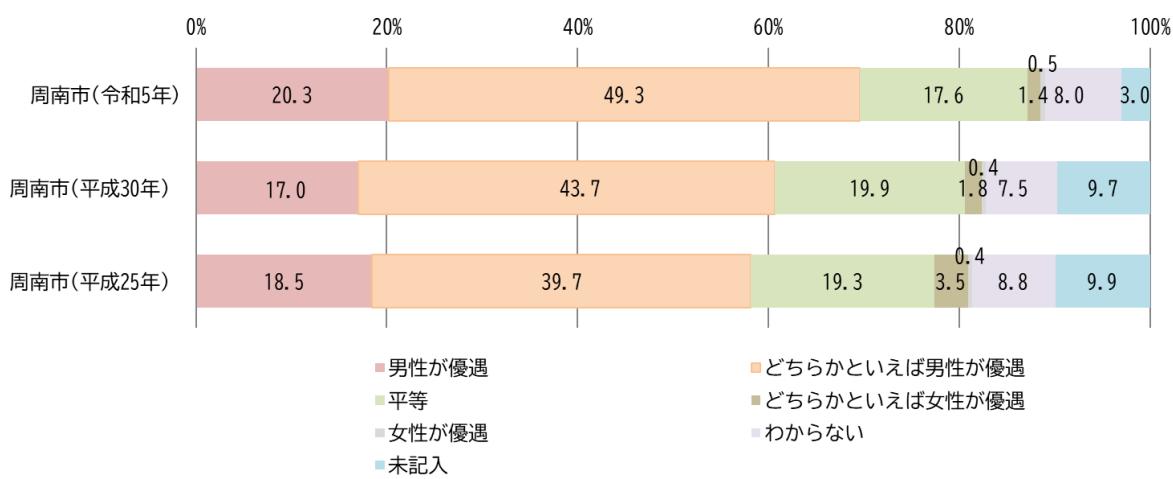
男女の地位の平等感に関する調査

■男女平等感（社会全体）



資料：周南市男女共同参画に関する市民アンケート調査（令和5年9月、平成30年9月）周南市市民アンケート調査（平成25年5月）

■男女平等感（社会通念やしきたりでは）



資料：周南市男女共同参画に関する市民アンケート調査（令和5年9月、平成30年9月）周南市市民アンケート調査（平成25年5月）

具体的な施策

①人権尊重に基づく男女共同参画の意識づくり

- (ア)「山口県人権推進指針」「周南市人権行政基本方針」を、市民センターなどの公共施設に設置している人権啓発コーナー、市ホームページや研修会などで周知や啓発を行い、市民の人権意識の醸成を図ります。
- (イ)市広報、市ホームページ、SNS等において、男女共同参画に関する内容を掲載し、人権意識の醸成を図ります。
- (ウ)男女共同参画に関するセミナーや地域講座、男女共同参画推進員による出前講座などの開催や男女共同参画情報誌「じょいんと」の発行により、男女共同参画の意識啓発を国際的視野を踏まえながら図ります。

- (工)男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直しに関する企業対象の研修や出前講座を充実させ、意識啓発を進めます。
- (才)人権に関する学習の場や学習情報、学習教材の提供を行い、人権全般についての啓発を進めます。
- (力)小・中学校の教育課程で、各教科、特別の教科 道徳、特別活動などを通して、基本的人権の尊重の視点に立った人権教育を推進します。
- (キ)市民センターなどにおける人権教育研修で、男女の人権尊重意識の啓発や男女共同参画推進員の地域リーダー育成も視野に入れ、意識啓発を進めます。
- (ク)人権尊重の視点から男女共同参画に関する施策・事業を推進していくため、市人権施策推進連絡協議会を通して、市職員の人権意識の醸成を図ります。

②男女共同参画に関する調査研究及び情報の収集・提供

- (ア)男女共同参画に関する調査研究の実施や情報を収集し、市広報、市ホームページ等で啓発や情報提供し、男女共同参画社会の実現のための市民意識の醸成を図ります。
- (イ)市広報や各種啓発資料等において、性別に基づく固定的な役割を前提とした表現をなくします。
- (ウ)事業所や学校などにおける男女平等のための意識啓発や、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントなどの防止に向けて、資料提供や講師派遣などの支援を行います。
- (エ)インターネットやSNSなどの普及に伴い、新たな人権侵害被害が発生していることから、情報の適切な発信や取扱方法について、学校教育・社会教育を通じて、メディア・リテラシー^{*}を向上させる取組を進めます。

計画の目標指標

| 目標指標 | 単位 | 令和5年度 現状値 | 令和11年度 目標値 |
|--|----|--------------|---------------|
| 男女の地位が平等と感じる人の割合【社会全体】(周南市市民アンケート調査) | % | 16.8 | 24.0 |
| 男女の地位が平等と感じる人の割合【固定的な社会通念。習慣・しきたり】(周南市市民アンケート調査) | % | 17.6 | 21.0 |

重点項目6 男女共同参画の視点での教育・学習の推進

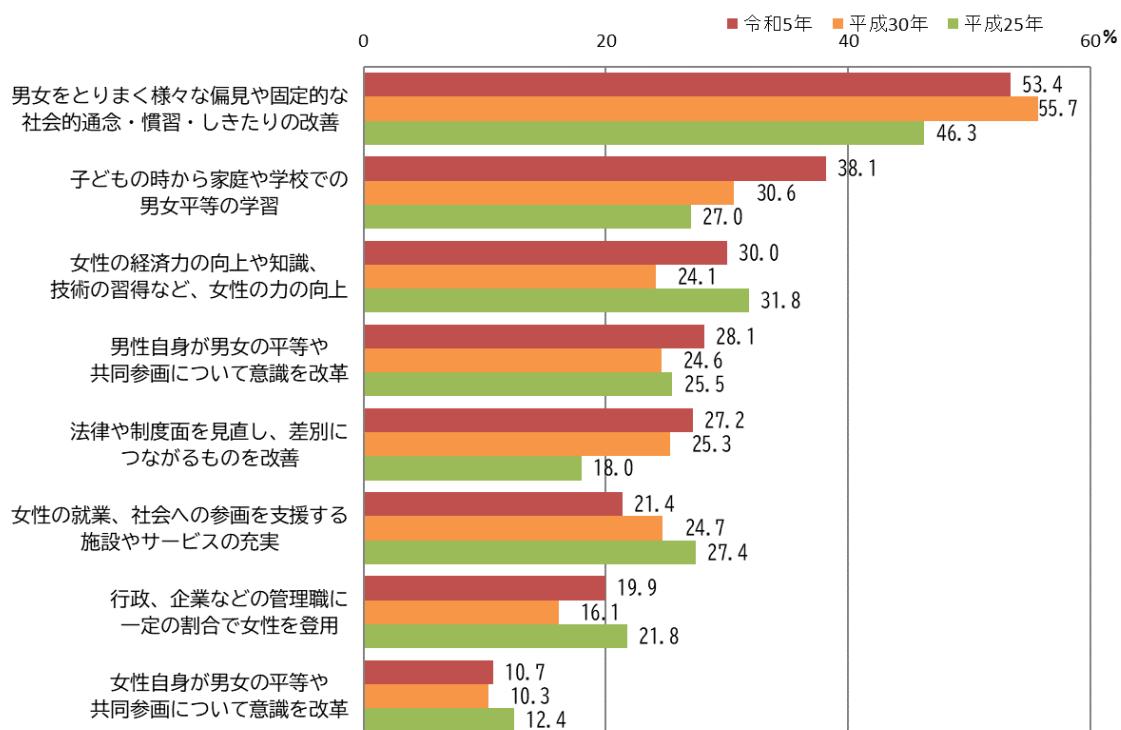
現状と課題

男女共同参画社会を実現するためには、市民一人ひとりが男女共同参画について正しく認識することが重要です。長い時間をかけて形成された固定的な性別役割分担意識は、いまだに根強く家庭、学校、職場、地域社会の中に残っており、男女共同参画社会の実現の阻害要因となっています。性別にかかわらず、一人ひとりが個性と能力を十分に発揮し、活躍するためには、教育・学習の果たす役割は非常に重要であり、あらゆる分野において、男女共同参画の視点に立った教育・学習機会の充実を図る必要があります。

市民アンケート調査においても、男女が社会のあらゆる分野で平等になるために重要なこととして、「子どもの時から家庭や学校での学習」が2位回答となっており、学校教育や家庭教育における取組が子どもの将来を見据えた自己形成や、社会全体における男女共同参画の推進につながることから、積極的な推進が求められています。

また、結婚、出産、育児等によりキャリアデザイン※を描きにくい女性に対して、能力が発揮できるよう女性のエンパワーメント※の促進や、近年のグローバル化の進展により社会、特に企業におけるダイバーシティ（多様性）※の尊重は欠かせない要素となっており、男性や女性、若者や高齢者、日本人や外国人等の多様な価値観を包括する学校教育や社会教育、生涯教育を行う必要があります。

■ 男女が社会のあらゆる分野で平等になるために重要なこと



資料:周南市男女共同参画に関する市民アンケート調査(令和5年9月、平成30年9月)周南市市民アンケート調査(平成25年5月)

具体的な施策

①男女共同参画を推進する教育及び学習機会の充実

- (ア) 小・中学校の教育課程で、各教科、特別の教科 道徳、特別活動、総合的な学習の時間をはじめ、学校生活全体を通して、男女共同参画について考えていく教育を推進します。
- (イ) 人権教育の推進状況について、各学校で実態調査を行い、自らの学校における男女共同参画への取組の状況を振り返り、改善を図ることで、男女共同参画を推進する教育及び学習機会の充実に努めます。
- (ウ) 地域学習活動を通じて、男女の人権尊重を現代における男女共同参画の課題として考え、理解を深める研修を各地区で取り組めるよう推進します。
- (エ) 学び・交流プラザの生涯学習活動情報コーナーや情報紙「ふあいんど」、市ホームページなどで、わかりやすく人権学習情報を提供します。
- (オ) 学校、地域、職場などで男女共同参画への理解を深め、男女が社会の対等な構成員として自らの意思で社会参画できるよう、時代のニーズをとらえた研修内容や学習機会を提供します
- (カ) 男女共同参画社会の実現を目的とした啓発事業を周南公立大学に委託し、市民への男女共同参画に関する理解の促進と意識の醸成を図ります。

②女性の参画を促進するための学習支援

- (ア) 男女共同参画に関するセミナーや地域講座、男女共同参画推進員による出前講座などの開催や男女共同参画情報誌「じよいんと」の発行により、女性の社会参画や女性の活躍推進の意識啓発を図ります。
- (イ) 市民センターなどの公共施設に設置している人権啓発コーナーや市広報、ホームページ等により学習情報を提供します。
- (ウ) セクシュアル・ハラスメントやDVなどの現代的課題や、女性の社会参画を後押しするような課題を取り上げた講座などを開催し、学習の場の提供、学習情報の提供を行います。
- (エ) 女性団体連絡協議会、男女共同参画推進員、男女共同参画に関する市民活動グループや団体などへ、男女共同参画に関する情報を提供します。

計画の目標指標

| 目標指標 | 単位 | 令和5年度 現状値 | 令和11年度 目標値 |
|--|----|--------------|---------------|
| 男女共同参画講座、セミナー等への参加者数 | 人 | 1,209 | 1,900 |
| 男女の地位が平等と感じる人の割合【家庭】 (周南市市民アンケート調査) | % | 38.3 | 40.0 |
| 男女の地位が平等と感じる人の割合【教育】 (周南市市民アンケート調査) | % | 57.9 | 60.0 |
| 男女の地位が平等と感じる人の割合【職場】 (周南市市民アンケート調査) | % | 25.4 | 30.0 |

重点項目7 市民との協働と推進体制の整備充実

現状と課題

男女共同参画社会の実現には、市民一人ひとりが男女共同参画について理解し、主体的に行動することが大切です。

市民活動団体の企画・運営による男女共同参画に関する取組や男女共同参画推進員の活動などを通じて、市民リーダーとしての人材は着実に育ってきており、それらの経験者が中心となった市民推進組織による活動が少しずつ広まってきています。

今後も、市民推進組織の自主的・主体的活動を支援するとともに、行政と市民の協働による男女共同参画社会の実現に取り組みます。

本計画を実効性あるものとするためには、本市の男女共同参画推進本部など府内組織の機能充実を図ると同時に、各所属が連携して本計画の実行にあたらなければなりません。

男女共同参画の推進に関しては、審議会の意見を反映するとともに、推進の状況については情報開示・情報提供に努め、共通理解を深めることが重要です。

具体的な施策

①市民活動の支援と市民組織の育成

- (ア) 女性団体連絡協議会、男女共同参画推進員、男女共同参画に関する市民活動グループや団体などへ男女共同参画に関する情報提供や連携協力を図ります。
- (イ) 男女共同参画推進員が、自発的に活動できるよう支援を行います。また、地域のリーダーとして、地域住民への意識啓発の一助を担えるよう、活動機会の積極的な提供に努めます。
- (ウ) 産学官民連携の中での公開講座として、男女共同参画セミナー兼企業職場ふれあい人権セミナーを開催します。
- (エ) 男女共同参画推進員と人権擁護委員が連携して、ネットワークの拡大を図ります。

②推進体制の強化・充実

- (ア) 市男女共同参画推進本部において、本計画の進捗状況の調査及び報告などにより、男女共同参画に関する施策及び関連施策の総合的かつ効果的な推進に努め、市職員が男女共同参画意識を持ち、各施策にその視点を反映できるよう努めます。
- (イ) さまざまな施策や事業を男女共同参画の視点に立って実施し、男女の固定的な性別役割分担意識を反映して、男女共同参画の推進を阻害するものがないか常に留意します。
- (ウ) 男女共同参画の推進について市職員研修を実施するとともに、市職員全体の意識の醸成を図ります。
- (エ) 市女性職員の能力開発の機会を確保するため、市職員研修を計画的に実施します。
- (オ) 法務局、県、市民団体などと連携を図り、男女共同参画の推進に努めます。

計画の目標指標

| 目標指標 | 単位 | 令和 5 年度 現状値 | 令和 11 年度 目標指数 |
|----------------|----|----------------|------------------|
| 男女共同参画推進員の活動回数 | 回 | 18 | 18 |

基本目標

3

だれもが健康で、安全・安心に暮らせる社会づくり

男女共同参画社会の実現のためには、一人ひとりの人権が尊重され、その生涯を通して健康で、安心して暮らすことのできる社会づくりが非常に重要です。

個人に対する暴力は、重大な人権侵害であり、男女共同参画社会を実現していくうえでの克服すべき課題です。配偶者等からの暴力や性犯罪、ストーカー行為、職場におけるハラスメントなどのあらゆる暴力根絶に向けた取組を推進します。

また、社会構造や就労環境の変化等に伴い、高齢者、障害者、外国人、ひとり親等、困難や課題を抱える人の事情はさまざまですが、女性の抱える問題は多様化、複雑化しており、それぞれの事情に寄り添い、きめ細かな支援を行うことが必要です。

だれもがお互いの身体的性差や性の多様性を十分に理解し合い、多様な生き方を認め合い、思いやりを持って生きていくことや、年齢や障害、性別にかかわらず、その意欲や能力に応じて、あらゆる人が自立して、いきいきと安心して暮らせる社会づくりのための取組を進めます。

互いに認め合い、だれもが自分らしくいきいき輝くまち

重点項目

8 あらゆる暴力を根絶し、人権が尊重される社会の実現

- 施策① 暴力を許さない意識づくりの推進
- 施策② 相談・連携体制の整備・充実
- 施策③ 被害者支援の推進
- 施策④ 性犯罪、ストーカー行為、セクシュアル・ハラスメント等の防止の推進

重点項目

9 さまざまな困難を抱える女性の支援の充実

- 施策① 困難を抱える女性への支援の充実
- 施策② 専門性のある相談体制の整備

重点項目

10 生涯を通じた健康づくりの推進

- 施策① 生涯を通じた心とからだの健康づくりの支援
- 施策② 性を尊重する意識づくりの推進

重点項目

11 みんなが安心していきいきと暮らせる環境づくり

- 施策① あらゆる人が安心して暮らせる環境づくり
- 施策② 防災分野における男女共同参画の促進

重点項目8 あらゆる暴力を根絶し、人権が尊重される社会の実現

現状と課題

配偶者や交際相手への暴力やストーカー、セクシュアル・ハラスメント、虐待などは、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり、男女共同参画社会を実現していくうえで、克服すべき重要な課題です。特に女性に対する暴力の背景には、固定的な性別役割分担意識や経済力の格差、暴力を容認する社会風潮などが複雑に絡み合っており、配偶者などからのDVは構造的な社会問題であるといえます。

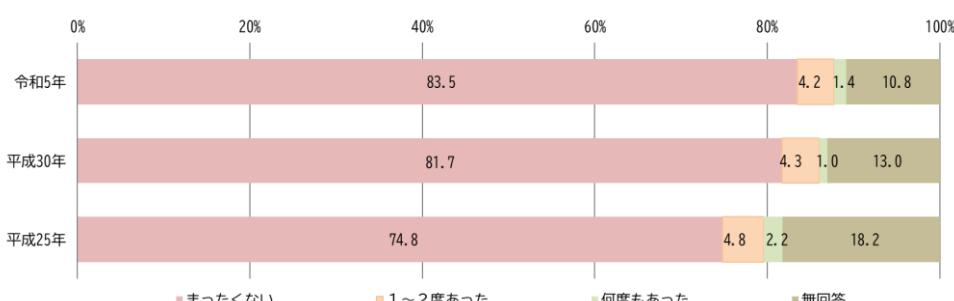
社会全体の理解は進みつつありますが、どのようなことが暴力にあたるのかという認識には個人によって違いがあるため、暴力の種類などについても周知を進めることが重要となります。DV防止法の改正により、令和6年4月からは、身体的な暴力だけでなく、言葉や態度による精神的な暴力でも、裁判所が被害者に近づくことなどを禁止する「保護命令」を出すことができるようになりました。また、そうした暴力は個人や家庭内などの限られた間柄における問題であると考えられ、周囲が気づかないうちに、被害が潜在化・深刻化しやすい傾向にあります。

近年、女性や子どもに対する暴力が大きな社会問題になっていることから、これを社会全体として許さない市民意識を醸成し、あらゆる暴力を未然に防止し、暴力根絶に向けた取組を推進します。とりわけ、若い世代における理解や認識をさらに深めることで、将来的な発生の防止を図ります。

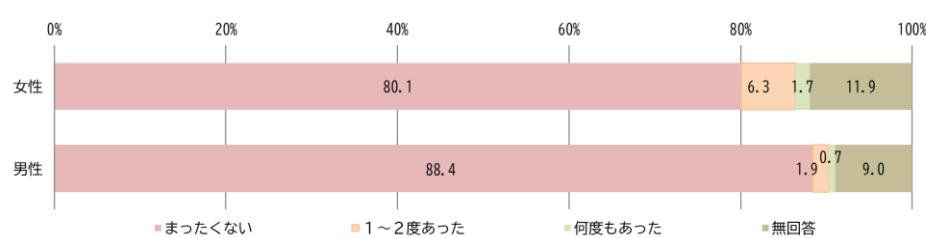
被害者の相談・保護、自立支援を円滑かつ適切に行えるよう、相談機能の強化や連携体制の充実に努めます。

過去5年以内に、配偶者・交際相手から受けたDV被害に関する調査

■殴る・蹴る・物を投げつける・突き飛ばすなどの身体に対する暴行



資料:周南市男女共同参画に関する市民アンケート調査(令和5年9月、平成30年9月)周南市市民アンケート調査(平成25年5月)



資料:周南市男女共同参画に関する市民アンケート調査(令和5年9月)

具体的な施策

①暴力を許さない意識づくりの推進

- (ア) 男女共同参画地域講座や男女共同参画情報誌「じよいんと」、市広報や市ホームページなどでDV防止の啓発を行います。
- (イ) 高校生などを対象にデートDV防止講座を開催し、DVの未然防止や早期発見につながる啓発活動を行います。
- (ウ) 道徳科、保健体育科、特別活動等教育活動全体でデートDV*について学習することを通して、暴力の未然防止や性に対する正しい認識をもつことができる取組を推進します。

②相談・連携体制の整備・充実

- (ア) DV被害者への適切な支援を行うために、女性相談支援員を配置し、被害者本人や家族から相談を受けます。また、警察、配偶者暴力相談支援センター、児童相談所など関係機関との連携を密に図り、被害者の安全確保と必要な支援を実施します。
- (イ) DVと児童虐待の関連性を重視し、こども家庭センターに配置した子ども家庭支援員及び虐待対応専門員と女性相談支援員が常に連携を図り、関係機関からの支援要請や児童虐待の通告に対して迅速かつ適切に対応できる体制を整えます。
- (ウ) こども家庭センターは、要保護児童対策地域協議会の調整機関として、児童福祉法に基づき、要保護児童の早期発見及び保護、または要支援児童への適切な支援を行うため、関係機関を招集し、情報共有や円滑な連携・協力体制の強化を図ります。また、研修などを通じ職員のスキルアップを図ります。
- (エ) 配偶者暴力対策担当者研修会及びDVや児童虐待防止対策等に関する専門研修に職員を派遣し、相談関係者の資質向上を図ります。
- (オ) DV相談連絡協議会により、関係部署・関係機関との連携を図ります。
- (カ) 学校生活アンケートや教育相談アンケート等を通して、相談体制の整備・強化に努めます。
- (キ) 各学校では、ケース会議などを設定し、児童相談所、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、担当課と連携した取組を推進します。
- (ク) もやいネットセンターを核として、福祉の総合相談体制、地域見守りネットワークを構築することにより、だれもが安心して暮らせる地域づくりを推進します。
- (ケ) 基幹相談支援センターを中心に、地域の相談支援事業者や関係機関と連携して、障害者やその家族等への相談支援体制の充実を図ります。
- (コ) 障害者虐待の未然防止及び養護者に対する相談等の支援に取り組みます。
- (サ) 犯罪被害者などが直面している問題について相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他必要な支援を行うとともに、関係機関等との連絡及び調整を行います。

③被害者支援の推進

- (ア) DV被害者への適切な支援を行うために、女性相談支援員を配置し、被害者本人や

家族から相談を受けます。また、警察、配偶者暴力相談支援センター、児童相談所など関係機関との連携を密に図り、被害者の安全確保と必要な支援を実施します。

- (イ) DVと児童虐待の関連性を重視し、こども家庭センターに配置した子ども家庭支援員及び虐待対応専門員と女性相談支援員が常に連携を図り、関係機関からの支援要請や児童虐待の通告に対して迅速かつ適切に対応できる体制を整えます。
- (ウ) 緊急性のあるケースについて、一時保護施設へ迅速な入所ができるよう、警察、配偶者暴力相談支援センター、児童相談所など関係機関との効率的な連携を図ります。また、庁内関係部署や庁外関係機関との連携により、安全が確保され、将来的に地域で安心した暮らしを送ることができるよう、切れ目なく、きめ細かな支援ができるための体制づくりを進めます。
- (エ) 加害者が不当に被害者の住所を探索することを防止し、被害者の保護を図ることを目的として、DVやストーカー行為、児童虐待などに準ずる行為の被害者保護に向けた処置を行います。また、他市町村に支援の必要がある場合は、電話及び文書で速やかに連絡を行います。
- (オ) 市営住宅の入居募集（定期・随時募集）については、抽選における優遇措置として、当選確率を一般の応募者の2倍にするとともに、単身向け募集住宅の要件を満たしている者としての取り扱いを行います。
- (カ) 被害者の市営住宅の一時入居については、行政財産目的外使用の取り扱いにより該当者が使用できるよう適切に対応します。
- (キ) 虐待や環境面等の理由により、居宅生活が困難な高齢者を対象に、養護老人ホームへの措置対応を行います。また、自己管理能力の低下している高齢者や判断能力が不十分な認知症高齢者などに対し、社会福祉協議会の日常生活自立支援事業や成年後見制度の利用支援を行い、高齢者の自立支援や日常生活を営むことができる環境の整備に努めます。
- (ク) 犯罪被害者などへの経済的支援、日常生活の支援、心身の回復に向けた支援、安全の確保に向けた支援、居住の安定に向けた支援、雇用の安定に向けた支援などを行っていきます。

④性犯罪、ストーカー行為、セクシュアル・ハラスメント等の防止の推進

- (ア) 男女共同参画地域講座や男女共同参画情報誌「じよいんと」、市広報や市ホームページなどを活用し、防止・啓発に努めるよう広く情報提供を行います。
- (イ) こども家庭センターに配置した子ども家庭支援員及び虐待対応専門員と女性相談支援員が常に連携を図り、関係機関からの支援要請や児童虐待の通告に対して迅速かつ適切に対応できる体制を整えます。
- (ウ) 学校生活アンケートや教育相談アンケート等を通して、相談体制の整備・強化に努めます。
- (エ) 高齢者虐待、障害者虐待を防ぐために、虐待の防止及び早期発見・対応に関する研修会などを開催することにより、関係機関とのネットワークを構築し、有効的に機能するための取組や周知を行います。

(才) 企業職場人権教育連絡協議会において、職場におけるハラスメント等の防止・啓発に努めるよう啓発や情報提供を行います。

計画の目標指標

| 目標指標 | 単位 | 令和5年度 現状値 | 令和11年度 目標値 |
|----------------|----|--------------|---------------|
| デートDV 防止講座受講者数 | 人 | 409 | 1,000 |

重点項目9 さまざまな困難を抱える女性の支援の充実

現状と課題

生活上の困難に直面する人々の事情はさまざまです。経済的困窮をはじめとして、就労、病気、国籍、高齢、障害、家庭の課題など多岐にわたります。そして、こうした課題を複数抱えている場合もあります。

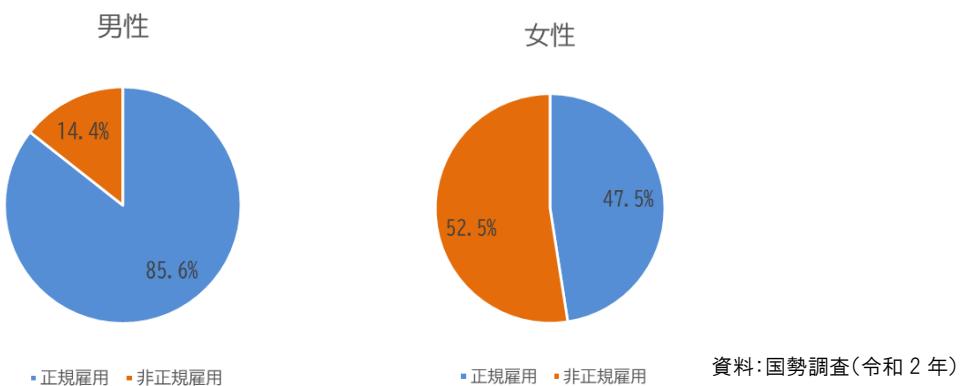
特に、女性は、性暴力や性的虐待、性的搾取等の性的な被害に、より遭遇しやすい状況にあることや、予期せぬ妊娠等の女性特有の問題が存在することのほか、ひとり親、不安定な就労状況など社会経済的困窮等に陥るおそれが大きい状況があります。

令和5年賃金構造基本統計調査によると、男性一般労働者の給与水準を100としたときの女性一般労働者の給与水準は74.8となっており、令和2年の国勢調査では、周南市の雇用形態において、男性は8割以上が正規職員であるのに対して、女性は非正規雇用が過半数を超えています。

心身ともに健康で暮らすためには、それぞれの事情に寄り添い、その困難さを理解した上で、きめ細かな支援を行うことが必要であり、それが抱える課題に応える相談体制の充実が必要です。

また、抱える問題自体が複合化、複雑化していることが多い、こうした問題の解決には、それぞれの問題に関わる多様な関係機関等との連携が重要です。

就業者の男女別雇用形態（周南市）



具体的な施策

①困難を抱える女性への支援の充実

- (ア) ひとり親家庭等への就業・資格取得支援、経済的支援を実施します。
- (イ) ひとり親家庭に対するオンライン相談の実施や、就業支援専門員による自立支援プログラムを策定します。
- (ウ) 支援にあたっては、関係機関や民間団体等とも連携し、支援対象者の立場に寄り添った支援を行います。

②専門性のある相談体制の整備

- (ア) 女性相談支援員を配置し相談に応じるとともに、関係部署・関係機関と連携して適切な支援を継続的に行います。
- (イ) 福祉総合相談窓口（もやいネットセンター）において、福祉全般に係る相談を受け、相談者と関係機関をつなぎ、問題解決を目指します。
- (ウ) こども家庭センターにおいて、子どもとその家庭の不安や悩みに寄り添い、一緒に考え、関係機関と連携し必要な情報を提供するとともに、切れ目のない継続的な支援を実施します。
- (エ) 市民相談センターにおいて、市民生活におけるさまざまな相談を聞き、適切な部署につなぐとともに、弁護士等による「無料法律相談」を案内します。
- (オ) 生活困窮者の自立に向け、包括的・継続的に支える伴走型の相談支援を実施します。
- (カ) 困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うため、関係者により構成される支援調整会議を設置し、取組を進めます。

計画の目標指標

| 目標指標 | 単位 | 平成 6 年度 現状値 | 令和 11 年度 目標値 |
|-----------|----|----------------|-----------------|
| 支援調整会議の設置 | 会議 | 0 | 1 |

重点項目10 生涯を通じた健康づくりの推進

現状と課題

男女がお互いの身体的性差を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会を実現するうえで大変重要なことです。特に女性には、妊娠や出産などにかかわる身体機能があり、生涯にわたるリプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）^{*}は、女性の人権の重要な一つと認められています。

生涯にわたって自分の体や性に関する事を自分で決める権利は、基本的な人権です。男女を問わず、性を尊重する意識づくりを行うとともに、思春期や出産期、更年期、高齢期など、ライフステージに応じた心と体の健康づくりを支援します。

また、飲酒・喫煙、薬物やエイズ等の性感染症など、心身の健康に影響をもたらす問題について、啓発や教育を行い、健康被害に関する正しい理解をし、命と自分自身の存在を大切にしながら、生涯を健康に過ごすための取組が必要です。

具体的な施策

①生涯を通じた心とからだの健康づくりの支援

- (ア) 妊娠・出産期は、女性の健康にとって大きな節目であり、母子健康手帳の交付、妊産婦健康診査の公費負担、訪問指導等を実施することにより、安全・安心に子どもを産み育てることができるよう、妊娠・出産・子育て期にわたり切れ目ない伴走型相談支援体制の強化を図ります。
- (イ) 周南市健康づくり計画等に基づき、健康寿命の延伸を目指し、関係機関と連携し一人ひとりの主体的な健康づくりを推進します。
- (ウ) 生活習慣病を予防するとともに、健康診査等により疾病の早期発見、早期治療を推進します。

②性を尊重する意識づくりの推進

- (ア) 妊娠・出産・育児についての知識を深めるとともに、家族が協力しながら安心して育児ができるよう、情報提供や支援を行います。
- (イ) 児童・生徒に対し、乳幼児とのふれあい体験学習を通して、生命の大切さや将来の人間形成に必要な父性や母性を育む取組を学校と共同し推進します。
- (ウ) 小・中学校において、発達の段階に応じて意図的・組織的・計画的な指導を行います。
- (エ) 青少年健全育成関連団体との協働により、思春期の子どもに対し、互いの性を尊重し、自身の身体と心を大切にする学びの機会を提供します。

計画の目標指標

| 目標指標 | 単位 | 令和 5 年度 現状値 | 令和 11 年度 目標値 |
|----------------|----|------------------|------------------------|
| 特定健康診査受診率 | % | 37.5 | 60.0 |
| 市民の平均寿命と健康寿命の差 | 年 | 男性 1.0 女性 2.6 | 男性 1.0 以下 女性 2.6 以下 |
| 妊婦健診初回受診率 | % | 99.5 | 100.0 |
| 妊婦等包括相談支援事業実施率 | % | 99.6 | 100.0 |

重点項目11 みんなが安心していきいきと暮らせる環境づくり

現状と課題

少子高齢化が進む中で、社会環境やライフスタイルの変化に伴い、家族形態も多様化し、単身世帯やひとり親世帯も増加傾向にあります。また、非正規労働者の増加等の雇用環境の変化や経済のグローバル化の進展等により、ひとり親家庭、高齢者、障害者等は、経済的な問題をはじめ、生活上の困難を抱えやすく不安定な状況に置かれがちです。

また、高齢であることや障害があることなどによって、複合的に困難な状況に置かれる場合もあることから、それらへの配慮も重要な視点として、だれもが安心して暮らせる環境整備の推進が必要です。

とりわけ、高齢者人口が増える中、生涯にわたり、健康で安心して暮らせる社会をつくるためには、生活実態、意識、身体機能などの違いへの配慮など、男女共同参画の視点を持ったきめ細かな施策の展開が求められます。

また、性的指向や性自認等を理由に困難な状況に置かれることがないよう、性的少数者の人権が尊重され、だれもが性の多様性について正しい理解を深め、お互いを認め合うことのできるよう啓発への取組が非常に重要です。

年齢や障害、性別にかかわらず、あらゆる人が自立して安定した生活を送ることは、男女が等しく社会に参画していくためにも重要なことです。そのため、だれもが安心して暮らせるよう、一人ひとりがいきいきと生活ができる社会の実現に向けて、多様な生き方を認め合い、支援に取り組む環境づくりが必要です。

防災分野における必要な対策・対応については、これまでの過去の災害を踏まえ、国の指針を参考にしながら、防災対策などの計画段階において女性が参画し、男女共同参画の視点を持って、平常時から防災・災害時対策を講じておくことが必要となります。

具体的な施策

①あらゆる人が安心して暮らせる環境づくり

- (ア) ひとり親世帯や多子世帯への子育て支援について、国、県の動向を踏まえながら事業を着実に進めます。
- (イ) 高齢者、子ども、障害者、生活困窮者などの多様な福祉相談に対応できる窓口体制の構築を図ります。
- (ウ) 障害者が社会参画しやすい社会になるよう、共生社会についての広報・啓発を進めます。
- (エ) 医療・介護・予防・生活支援・住まいのサービスが一体化した地域包括ケアシステムの深化・推進を図ります。
- (オ) 高齢者が健康でいきいきと生活を送ることができるよう、介護予防の取組を推進します。
- (カ) 認知症の高齢者やその家族が地域で安心して暮らせるよう、認知症サポーター養成

講座、認知症サポーターステップアップ講座を実施するとともに、相談・見守り体制を整備します。

- (キ) 地域の困りごとやニーズを話し合う場（協議体）の設置を支援し、日常生活上の支援体制の充実及び高齢者の社会参加の推進を一体的に進めます。
- (ク) 医療機関と介護事業所等の関係者の連携を推進し、医療と介護の両方を必要とする高齢者の暮らしを支援します。
- (ケ) 「周南市消費者見守りネットワーク協議会」による高齢者や障害者等に対する見守り活動を通して、消費トラブルの未然防止・拡大防止に取り組みます。
- (コ) 市民の消費生活等に関するトラブルを未然に防止するため、「消費生活センター」における相談体制の強化や啓発に努めます。
- (サ) 交通安全に関する啓発や広報活動により交通事故防止を図ります。
- (シ) 警察や防犯協議会・地域の防犯ボランティア等と協力しながら、防犯パトロール等の充実を図ります。
- (ス) 暴力団のいない明るい住み良い地域社会の実現を目指し、暴力追放に関する啓発や広報活動を進めます。
- (セ) 老人クラブ連合会を中心に、高齢者が生きがい、健康づくり、社会活動などの地域活動の活性化を図り、高齢者の社会参加と交流拡大による仲間づくり、生きがいづくり等を推進します。
- (ソ) 性的指向及びジェンダー・アイデンティティを理由とした偏見や差別の解消を目指し、性の多様性に関する理解を深めるための啓発や教育を推進します。
- (タ) だれもが参加しやすく、現代的課題の解決につながる講座を企画し、市民センターだより、チラシなどで周知を図ります。

② 防災分野における男女共同参画の促進

- (ア) 防災アドバイザー制度や出前トーク・研修会などで、市民の防災に関する意識啓発を図ります。
- (イ) 県や関係機関と連携して、市民の適切な避難行動が自発的に行われるための体制づくりを推進し、災害時の「逃げ遅れゼロ」の実現を目指します。
- (ウ) 男女共同参画の視点からの防災、災害対策の必要性などについて、広く市民に広報・啓発を行うとともに、各地域の自主防災組織において、積極的に女性の参画を促進します。
- (エ) 防災会議において、女性委員を登用するなど、女性の意見を市の防災・災害対策に反映します。
- (オ) 避難所での生活に関し、男女共同参画の視点に立って、人権を尊重しつつ安全・安心を確保した運営が行われるよう対策を講じます。

計画の目標指標

| 目標指標 | 単位 | 令和 5 年度 現状値 | 令和 11 年度 目標値 |
|-----------------------|----|----------------|-----------------|
| 認知症の人を理解し、協力している市民の割合 | % | 12.0 | 15.0 |
| 防災会議の8号委員に占める女性の割合 | % | 40.0 | 50.0 |

第5章

計画の推進

- ・計画の推進体制の整備
- ・関係機関との連携
- ・定期的な計画の評価

第5章 計画の推進

第1節 計画の推進体制の整備

(1) 周南市男女共同参画推進本部

市長を本部長とする「周南市男女共同参画推進本部」を設置し、主管課だけではなく全庁的な取り組みにより、施策が総合的かつ効果的に推進されるよう、組織強化と機能充実に努め、市のあらゆる施策が男女共同参画の視点に立って実施されるよう推進します。

(2) 周南市男女共同参画審議会

周南市男女共同参画推進条例に基づき、学識経験者や関係団体の代表者等で構成する「周南市男女共同参画審議会」を設置し、基本計画の策定、男女共同参画に関する施策及びその推進等について調査審議するとともに、意見をいただきます。

第2節 関係機関との連携

本計画の推進にあたっては、市民・事業者・各種団体・市が一体となって取り組むことができるよう連携を強化し、計画内容の周知、各種情報の提供、ネットワークづくりの支援に努めるとともに、市民、事業者、各種団体などの主体的な取組を推進します。

また、男女共同参画にかかる施策は広範囲かつ多岐にわたっているため、市単独で実施できない施策も多くみられます。そのため、国・県・関係機関との連携に努め、情報の共有化や事業協力を図り、効果的に施策を推進します。

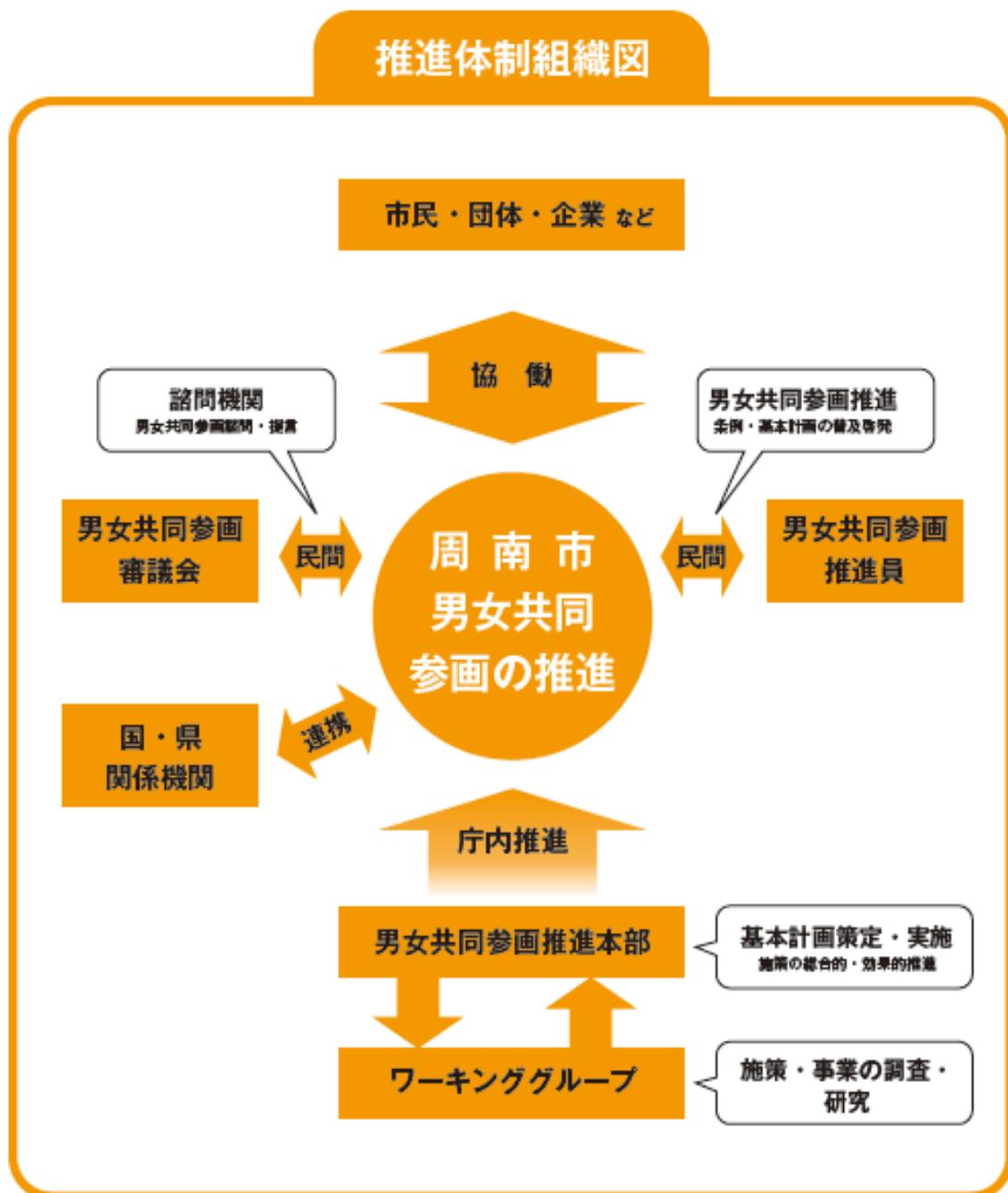
第3節 定期的な計画の評価

本計画に基づく男女共同参画の推進状況と施策の実施状況について、毎年、取組状況や数値目標の達成状況を点検・評価し、報告書にまとめ、結果を審議会に報告します。

また、周南市男女共同参画推進条例の規定に基づき、市民に公表します。

計画の推進体制

本計画は、下記の推進体制に基づき、行政と市民・団体・企業等との協働による推進を図ります。



第3次周南市男女共同参画基本計画(すまいるプラン周南)～前期～の目標指標及び目標指数一覧

| 目 標 指 標 | 目 標 指 数 | | 単位 | 所管課 | | |
|--|----------------|--------------------|----|------------|--|--|
| | 令和5年度 現状値 | 令和11年度 目標値 | | | | |
| 基本目標1 だれもが活躍できる地域社会づくり | | | | | | |
| 重点項目1 あらゆる分野での政策・方針決定への女性の参画の拡大 | | | | | | |
| 市の各種審議会等における女性の割合 | 33.7 | 40.0 | % | 人権推進課 | | |
| 市の審議会等で女性委員のいる審議会等の割合 | 87.9 | 95.0 | % | 人権推進課 | | |
| 市職員の課長級以上の女性職員の割合 | 7.8 | 15.0 | % | 人事課 | | |
| 重点項目2 仕事と生活の調和の推進 | | | | | | |
| 保育所等待機児童数 | 0 | 0 | 人 | こども保育課 | | |
| 児童クラブ待機児童数 | 14 | 0 | 人 | 生涯学習課 | | |
| 積極的に育児をしている父親の割合 | 74.1 | 75.0 | % | あんしん子育て推進課 | | |
| 重点項目3 働く場における男女共同参画の推進 | | | | | | |
| 市内事業者の「やまぐち男女共同参画推進事業者」認定件数 | 72 | 80 | 件 | 人権推進課 | | |
| 女性の市内就業者数(雇用保険の被保険者数) | 16,428 | 現状維持 | 人 | 商工振興課 | | |
| 家族経営協定数 | 15 | 18 | 件 | 農業振興課 | | |
| 農業委員に占める女性の割合 | 21.0 | 25.0 | % | 農業委員会 | | |
| 農地利用最適化推進委員に占める女性の割合 | 9.3 | 25.0 | % | 農業委員会 | | |
| 重点項目4 地域社会における男女共同参画の推進 | | | | | | |
| 自治会長に占める女性の割合 | 15.5 | 18.0 | % | 地域づくり推進課 | | |
| 基本目標2 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり・人づくり | | | | | | |
| 重点項目5 男女共同参画の視点での社会制度や慣行の見直し | | | | | | |
| 男女の地位の平等感(社会全体) | 16.8 | 24.0 | % | 人権推進課 | | |
| 男女の地位の平等感(固定的な社会通念・習慣・しきたり) | 17.6 | 21.0 | % | 人権推進課 | | |
| 重点項目6 男女共同参画の視点での教育・学習の推進 | | | | | | |
| 男女共同参画講座、セミナー等への参加者数 | 1,209 | 1,900 | 人 | 人権推進課 | | |
| 男女の地位の平等感(家庭) | 38.3 | 40.0 | % | 人権推進課 | | |
| 男女の地位の平等感(教育) | 57.9 | 55.0 | % | 人権推進課 | | |
| 男女の地位の平等感(職場) | 25.4 | 30.0 | % | 人権推進課 | | |
| 重点項目7 市民との協働と推進体制の整備充実 | | | | | | |
| 男女共同参画推進員の活動回数 | 18 | 18 | 回 | 人権推進課 | | |
| 基本目標3 だれもが健康で、安全・安心に暮らせる社会づくり | | | | | | |
| 重点項目8 あらゆる暴力を根絶し、人権が尊重される社会の実現 | | | | | | |
| データDV防止講座受講者数 | 409 | 1,000 | 人 | 人権推進課 | | |
| 重点項目9 さまざまな困難を抱える女性の支援の充実 | | | | | | |
| 支援調整会議の設置 | 0 | 1 | 会議 | 人権推進課 | | |
| 重点項目10 生涯を通じた健康づくりの推進 | | | | | | |
| 特定健康診査受診率 | 37.5 | 60.0 | % | 健康づくり推進課 | | |
| 市民の平均寿命と健康寿命の差 | 男性1.0 女性2.6 | 男性1.0以下 女性2.6以下 | 年 | 健康づくり推進課 | | |
| 妊婦健診初回受診率 | 99.5 | 100.0 | % | あんしん子育て推進課 | | |
| 妊婦等包括相談支援事業実施率 | 99.6 | 100.0 | % | あんしん子育て推進課 | | |
| 重点項目11 みんなが安心していきいきと暮らせる環境づくり | | | | | | |
| 認知症の人を理解し、協力している市民の割合 | 12.0 | 15.0 | % | 地域福祉課 | | |
| 防災会議の8号委員に占める女性の割合 | 40.0 | 50.0 | % | 防災危機管理課 | | |

資料編

- ・周南市男女共同参画
推進条例
- ・用語解説

《周南市男女共同参画推進条例》

平成 16 年周南市条例第 7 号

目次

■前文

■第1章 総則(第1条－第8条)

■第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策(第9条－第18条)

■第3章 周南市男女共同参画審議会(第19条－第21条)

■第4章 雜則(第22条)

■附則

周南市は、平成 15 年 4 月 21 日に合併により誕生し、これまでぐくまれてきた歴史や文化、伝統を受け継ぎながら、更なる飛躍と発展に向け、市民とともに築く新たなまちづくりを始めました。

こうしたまちづくりを進めていく上では、男女の平等を基礎とし、市民一人一人が人権を尊重しあいながら、性別にかかわりなく自らの意思によって個性と能力を十分に發揮するとともに、責任を担い、男女が対等なパートナーとして社会のあらゆる分野で参画することが重要です。

しかしながら、現実には、いまだに性別による固定的な役割分担意識をはじめ、男女の自由な活動の選択を妨げる要因も根強く残っており、男女が共に輝き、生き生きと暮らすことができる男女共同参画社会の実現が重要な課題となっています。

ここに、周南市は、市民と協働してこうした課題に積極的に取り組むために、この条例を制定します。

第1章 総 則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画を推進するための基本理念を定め、市、市民、事業者及び公共的団体の責務を明らかにするとともに、市の施策について必要な事項を定めることにより、男女共同参画を推進することを目的とします。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意味を次のように定めます。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画し、かつ、共に責任を担うことをいいます。
- (2) 積極的な改善処置 前号に規定する活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、その機会を積極的に提供することをいいます。
- (3) 公共的団体 社会教育関係団体、自治会その他の公共的な活動を行う団体をいいます。

(基本理念)

第3条 男女共同参画は、次の基本理念に基づいて推進します。

- (1) 男女が、一人の人間として尊重され、直接又は間接にかかわらず、性別を理由とする差別的な取扱いを受けずに個人の人権が尊重されること。
- (2) 男女が社会での活動を選択するとき、社会の制度や慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、中立でない影響を及ぼすことがないように配慮されること。
- (3) 男女が自らの意思で、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野の活動において、対等な立場で共に参画し、性別にかかわりなく個人として能力を発揮する機会が平等に確保されること。
- (4) 男女が市、事業者及び公共的団体における施策又は方針の立案及び決定に共同して参画する機会が平等に確保されること。
- (5) 家族を構成する男女は、互いの意思の尊重と社会の支援の下に、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動と、こうした活動以外の活動を両立できるよう協力すること。
- (6) 男女が互いの性について理解するとともに、妊娠、出産等に関して、男女の相互の意思を尊重し、対等に話し合い、男女ともに生涯にわたる健康に配慮されること。
- (7) 男女共同参画の推進は、国際的視野で取り組むべき課題であることから、国際社会の動向に留意して行うこと。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める男女共同参画の推進についての基本理念（以下「基本理念」といいます。）に

のつとり、男女共同参画に関する施策（積極的な改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、実施するとともに、その他の施策についても男女共同参画の視点に立って実施します。

（市民の責務）

第5条 市民は、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる場で男女の個人としての尊厳を重んじ、性別を理由とする差別的な取扱いを根絶するよう努めるとともに、基本理念にのつとり自ら進んで男女共同参画を推進します。

（事業者及び公共的団体の責務）

第6条 事業者及び公共的団体は、その事業活動において、男女が子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動と就業等の活動の両立を支援する環境の整備に努めるとともに、市が実施する男女共同参画に関する施策に協力し、基本理念にのつとり自ら進んで男女共同参画の推進に努めます。

（セクシュアル・ハラスメント等の禁止）

第7条 何人も、社会のあらゆる場において、セクシュアル・ハラスメント（他の者を不快にさせるような性的な言動をいいます。以下同じ。）、男女間における個人の尊厳を侵す暴力的行為（身体的又は精神的な苦痛を著しく与える行為をいいます。）及びこれらを助長するような行為を行ってはなりません。

（公衆に表示する情報の表現への配慮）

第8条 何人も、公衆に表示する情報を発信しようとするときは、性別による差別の表現、セクシュアル・ハラスメントの表現その他の男女共同参画推進の妨げとなる表現を用いないように配慮しなければなりません。

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

（基本計画）

第9条 市長は、男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために、基本的な計画（以下「基本計画」といいます。）を策定します。

2 基本計画は、次に掲げる事項を定めます。

- (1) 総合的かつ長期的な展望に立って推進すべき男女共同参画に関する施策の大綱
- (2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市長は、基本計画を策定するときは、市民の意見を反映することができるよう適切な措置をとるとともに、周南市男女共同参画審議会の意見を聴きます。
- 4 市長は、基本計画を策定したときは、遅滞なくこれを公表します。
- 5 前2項の規定は、基本計画の変更についても準用します。

（推進体制の整備）

第10条 市は、男女共同参画に関する施策を積極的かつ総合的に推進するため、周南市男女共同参画推進本部を設置します。

2 市長は、男女共同参画を推進するため、市の施策への協力その他の活動を行う男女共同参画推進員を委嘱することができます。

（委員選出に当たっての配慮）

第11条 市は、委員会や審議会などの委員を委嘱し、又は任命するときは、男女のいずれか一方の委員の数が、委員総数の10分の4未満にならないように努めます。

（理解を深めるための措置）

第12条 市は、広報活動等を通じて基本理念に関する市民、事業者及び公共的団体の理解を深めるよう適切な措置をとります。

（男女共同参画に関する教育及び学習の振興）

第13条 市は、市民があらゆる機会を通じて、男女共同参画に対する関心と理解を深めることができるよう、学校教育及び社会教育における男女共同参画に関する教育及び学習の振興に必要な措置をとります。

（情報の収集及び分析）

第14条 市は、男女共同参画に関する施策を策定し、及び実施するため、必要な情報の収集及び分析を行います。

（自主的な活動の支援）

第15条 市は、市民、事業者及び公共的団体が行う男女共同参画の推進に関する活動について、情報の

提供その他の必要な措置をとり、自主的な活動の支援に努めます。

(事業者及び公共的団体の報告)

第 16 条 市長は、この条例の施行に関し必要があると認めたときは、事業者及び公共的団体に対し、男女共同参画の推進に関する事項について報告を求めることができます。

(年次公表)

第 17 条 市長は、毎年、男女共同参画に関する推進の状況と施策について公表します。

(苦情又は相談の処理)

第 18 条 市長は、市民、事業者又は公共的団体から次に掲げる申出があったときは、関係行政機関と連携協力して、適切な処理に努めます。

- (1) 市が実施する男女共同参画に関する施策についての苦情、意見等
- (2) 市が実施する男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情、意見等
- (3) 男女共同参画の推進を阻害する問題についての相談等

2 市長は、前項の申出のうち特に必要があると認めるときは、周南市男女共同参画審議会の意見を聞くことができます。

第3章 周南市男女共同参画審議会

(設置及び所掌事務)

第 19 条 市長は、男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進する上で必要な事項を審議するため、周南市男女共同参画審議会（以下「審議会」といいます。）を置きます。

2 審議会は、次に掲げる事務を行います。

- (1) 基本計画に関して、第9条第3項に規定する事項に関すること。
- (2) 市長の諮問に応じ、男女共同参画に関する基本的かつ重要な事項を調査審議すること。
- (3) その他市長が男女共同参画の推進上必要と認める事項を調査審議すること。

3 審議会は、前項に定めるもののほか、男女共同参画の推進に関する事項について、市長に意見を述べることができます。

(組織)

第 20 条 審議会は、委員 20 人以内をもって組織し、男女いずれか一方の委員の数は、委員総数の 10 分の 4 未満であってはならないものとします。

(委員及び任期)

第 21 条 委員は、市民のうちから公募により選出された者のほか、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱します。

- (1) 学識経験者
- (2) 事業者及び公共的団体が推薦する者
- (3) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とします。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とします。

3 委員は、再任することができます。

第4章 雜 則

(委任)

第 22 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は規則で定めます。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 16 年 4 月 1 日から施行します。

(周南市執行機関の附属機関の設置に関する条例の一部改正)

2 周南市執行機関の附属機関の設置に関する条例（平成 15 年周南市条例第 247 号）の一部を次のように改正する。

別表中

| | | | | | |
|------|----|--------------|---|--------|---|
| 「 | 市長 | 周南市男女共同参画審議会 | 男女共同参画社会の形成の促進に関する事項について市長の諮問に応じ必要な調査、審議するこ | 20 人以内 | 」 |
| を削る。 | | | | | |

《用語解説》

あ行

◆SDGs（持続可能な開発目標）

平成27（2015）年9月の国連サミットにおいて全会一致で採決された、令和12（2030）年を期限とする国際社会全体の開発目標で、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むこと。17のゴール（目標）と169のターゲットが設定されている。Sustainable Development Goalsの略。

◆M字カーブ

女性労働者の年齢階層別の労働力率（15歳以上人口の占める労働力人口の割合）をグラフに表した場合、主に30歳代を谷とし、20歳代と40歳代が山になるM字曲線を描くこと。結婚・出産・育児の期間は仕事をやめて家事・育児に専念し、子育てが終了した時点で再就職するという働き方を選択する女性が多いことによるものといわれている。

◆L字カーブ

日本の女性の労働者の正規雇用比率を年齢階層別にグラフ化したとき、20歳代をピークに右肩下がりで低下し、アルファベットのLのような形になること。

◆エンパワーメント

個人として、そして（あるいは）社会集団として、意思決定過程に参画し、経済力や方針決定力、自己決定力などの自立的な力をつけること。男女共同参画においては、経済力や方針決定力が男性に集中している社会システムから、女性も男性も対等の力を持つシステムに変革することが、女性の地位向上につながるという考え方。

か行

◆家族経営協定

農業や漁業経営に参画する個人の地位及び役割を明確化し、その意欲と能力を十分に発揮できるようにするために、経営の方針や家族一人ひとりの役割、働きやすい環境づくりなどについて、家族の話し合いにより取り決めるもの。

◆キャリアデザイン

自分の経験や技術、ありたい将来像について考慮しながら、自らの能力を活かすための仕事、職務の形成を進めていくこと。

◆固定的な性別役割分担意識

男女を問わず、個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにも関わらず、「男は仕事、女は家事」、「男性は主務的な業務、女性は補助的な業務」等のように、性別を理由として役割を固定的に分ける考え方のこと。男女間における可能性や選択の幅に差異が生じる恐れがあることから、これを

改革するものであり、各家庭が決められた役割分担まで否定するものではない。

さ行

◆ジェンダー

「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれについての生物学的性別（セックス／sex）がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー／gender）という。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。

◆ジェンダーアイデンティティ

自分の性をどのように認識しているのか、どのような性のアイデンティティ（性同一性）を自分の感覚として持っているかを示す概念。

◆ジェンダー・ギャップ指数

国ごとの男女格差（ジェンダーギャップ）を測る指数のことで、GGIと略されます。

◆ストーカー行為

特定の者に対する好意感情又はそれが満たされなかったことに対する怨恨感情を充足する目的で、その特定の者や家族に対して行うつきまとい、待ち伏せ等の行為を「つきまとい等」とし、この行為を同一者に対し、繰り返し行うこと。（「ストーカー行為等の規制等に関する法律」の定義）

◆性自認

自分の性をどの様に認識しているのか、どのようにアイデンティティ（自己同一性）を自分の感覚として持っているかを示す概念で、「こころの性」と呼ばれることがある。

◆性的指向

人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念で、具体的には、恋愛・性愛の対象が異性に向かう異性愛、同性に向かう同性愛、男女両方に向かう両性愛を指す。

た行

◆ダイバーシティ（多様性）

性別や国籍、年齢などに関わりなく、多様な個性が力を発揮し、共存できる社会。「企業におけるダイバーシティ」とは、さまざまな違いを尊重して受け入れ、幅広い人材を積極的に生かすことにより、変化し続けるビジネス環境や多様化する顧客ニーズに最も効果的に対応し、企業の優位性を創ること。

◆デートDV

交際中のカップル間に起こるさまざまな暴力のこと。身体への暴力だけではなく、相手を自分の思い通りに支配しようとする態度や行動が複雑に絡み合って深刻な事態を引き起こす場合もある。被害者の

多くが若者であり、一般的なDVの特徴に加えて、思春期・青年期の特徴的な心理や性意識・行動が影響している。

◆DV（ドメスティック・バイオレンス）

配偶者（事実婚を含む）や交際相手など親密な関係にある、またはあった者から振るわれる暴力のことと指す。身体的な暴力だけでなく、精神的、経済的、性的な暴力等も含まれる。「DV（Domestic Violence）」と略して使われ、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」をDV防止法、配偶者からの暴力による被害者はDV被害者、これらへの対策はDV対策などと略した表現が用いられる。

は行

◆ハラスメント

他の人を不快にさせる言動があつたり、脅威を感じさせる、不利益を与えるなどを指す。セクシュアル・ハラスメント（性的な言動によるもの）、パワー・ハラスメント（職場などで地位や立場を利用して個人の名誉や尊厳を不当に傷つけるだけでなく、能力発揮を妨げ、生活への深刻な影響を与えるもの）、マタニティ・ハラスメント（妊娠・出産をきっかけに、職場で、精神的・肉体的な嫌がらせを受けたり、妊娠・出産を理由とした解雇や雇い止めや自主退職の許容で、不利益を被ったりするなどの不当な扱い）などがある。

◆ポジティブ・アクション（積極的改善措置）

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供すること。（男女共同参画社会基本法第2条第2号参照）

ま行

◆メディア・リテラシー

メディアからの情報を無意識に受け取るのではなく、その内容の背景や社会的な課題などについて読み解く力や、あふれる情報を選択し、使いこなす能力のこと。また情報を受け取るだけではなく、情報を想像し、メディアを使って発信する能力も含まれる。

ら行

◆リカレント

社会人の学び直しのことで、個人の生涯学習を目的とした学び直しや、就業者自らが仕事のスキル向上、キャリアアップなどを目的に行う学び直しをいう。

◆リスクリング

リカレント同様に、社会人の学び直しのことで、仕事のスキル向上を目的に行う。リカレントと違い、「企業」が主体で実施され、学ぶ内容も企業が決めるのが一般的。

◆リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）

リプロダクティブ・ヘルス（性と生殖に関する健康）とは、人間の生殖システム、その機能と（活動）過程の全ての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的・精神的・社会的に完全に良好な状態であることを指す。リプロダクティブ・ライツ（性と生殖に関する権利）は、全てのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時を責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを得る権利とされている。

◆労働力率

生産年齢人口（15歳以上）に占める労働力人口（就業者及び完全失業者の合計）の割合。

◆ロールモデル

将来像を描いたり、自分のキャリア形成を考える際に参考とする役割モデルのこと。

わ行

◆ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）

だれもが、やりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域社会などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。

**第3次周南市男女共同参画基本計画
すまいるプラン周南**

令和7（2025）年3月

発行：周南市

編集：周南市環境生活部人権推進課男女共同参画室
〒745-8655 山口県周南市岐山通1丁目1番
TEL (0834) 22-8205 FAX (0834) 22-8243
E-mail jinken@city.shunan.lg.jp